

令和6年11月1日

教育委員会の共同設置専門部会

(県教育委員会)

(要 旨)

第38回専門部会を開催し、「未来を切り拓くDream授業・賀茂版」や、「しずおか寺子屋in賀茂」の開催等について、協議を行った。

1 会議の概要

(日時) 令和6年6月17日(月) 15時30分～16時45分

(会場) 静岡県下田総合庁舎 賀茂キャンパス

(議事) 今年度の予定 (協議事項等)

2 協議内容(今年度の予定)

今年度の専門部会における協議事項を説明した上で、次回、第39回専門部会において実施予定の「学校部活動の地域連携、地域移行」についての勉強会や、夏休み期間中に開催予定の「未来を切り拓くDream授業・賀茂版」及び「しずおか寺子屋in賀茂」について意見交換を行った。

(1) 「学校部活動の地域連携、地域移行」についての勉強会

昨年度の第37回専門部会において、各市町から情報共有等の要望があった「学校部活動の地域連携、地域移行」について、勉強会開催に向け意見交換を実施した。

【意見交換の概要】

- ・学校の部活動は、生徒指導や人間教育など、学校の指導がものすごく表れる。その部分を地域移行して果たしてどうなのか。
- ・全国を見れば、賀茂と似ている地域や、同様の悩みを抱えてる地域があり、そのような他県の方から話してもらうのも参考になる。

(2) その他

・「未来を切り拓く Dream 授業・賀茂版」の概要

項目	内容
目的	ふるさとに誇りと愛着を持ち、地域の発展に貢献できる「賀茂の子」を育む
R6テーマ	賀茂の地域資源(歴史などの資源)を生かして賀茂の未来につなげるために
日時・場所	令和6年7月30日(火)、31日(水)(2日間) 場所:賀茂危機管理庁舎ほか
対象者	賀茂1市5町の中学1～2年生 30人(実績:29人)
内容	賀茂地域で活躍する講師等による講義、フィールドワーク、グループワーク等

・「しずおか寺子屋 in 賀茂」の概要

項目	内容
目的・概要	高校生が大学生や地域の人材と連携して小・中学生に家庭学習支援を行い、小中学生の学習意欲の向上を図るとともに、高校生自身のキャリアのイメージや地域への理解を深める。
日時・場所	令和6年8月5日(月)、6日(火) 場所：賀茂教育会館
対象者	<p><学習者> 小・中学生：各日50人程度（実績：98人）</p> <p><指導側> 高校生：20人程度（実績：29人） 大学生：10人程度（実績：13人）</p>

【意見交換の概要】

- ・寺子屋については、例年、高校生や大学生が来てくれて子ども達が大変喜び、憧れを抱いている。高校生や大学生も子ども達にも教えることで、教育実習以上に得るものがある。
- ・お互いにいい時間であると思うので、今年度もよろしく願いしたい。

3 今後のスケジュール（予定）

時期	予定	内容
11月14日	第39回 専門部会	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来を切り拓くDream授業・賀茂版」の開催結果 ・「しずおか寺子屋in賀茂」の開催結果 <p>(2) 情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の「学校部活動の地域連携、地域移行」の状況 <p>(3) 「学校部活動の地域連携、地域移行」の勉強会 <講師></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県南佐久郡佐久穂町教育委員会教育長、南佐久郡中学校部活動運営委員会長 渡邊 秀二 氏 ・南佐久郡中学校部活動運営委員会 統括コーディネーター 新海 吉永 氏

「地域のお仕事発見！小学生職場体験講座」の実施

地域の魅力ある企業の存在を知ること、学ぶことや働くことの意義、将来、地元就職が選択肢のひとつとなる職業観・勤労観の形成を目的に、企業紹介と職場体験を兼ねた小学生向け職場体験講座を実施した。

令和 4 年度から東部地域で実施してきた当事業が、参加企業・参加者から好評であったことを踏まえ、全県への展開を目指し、本年度は、賀茂地域と中部地域にも開催エリアを拡大して実施した。

事業概要

対象者 小学 3 年生～ 6 年生と保護者
 開催期間 7 月 25 日(木)～ 8 月 25 日(日) [夏休み期間]
 対象地域 静岡県 **賀茂**・東部・中部地域

令和 6 年度実施実績

参加企業 **賀茂地域：38社** ([参考] 東部:65社、中部:25社)
 参加者 **賀茂地域：384人** (小学生 200人、保護者 184人)

(参加者・参加企業の感想 [抜粋])

参加者	参加企業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の企業を知るきっかけになった。来年も開催してほしい。 ・ 働くことを楽しみに思えるような内容、雰囲気だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で参加者募集するのに比べ、募集の効果が非常に高い。 ・ 行政主催だと参加者が安心して参加できると思う。

(講座の様子)

観光(体感型動物園 iZoo)



美容(美容室TIGER)



林業(丸高ティーティー株)



建設(長田建設工業株)



電気工事(株米澤電設)



販売(はんばた市場)



令和6年11月1日

「賀茂地方税債権整理回収協議会」の活動状況

(下田財務事務所)

＜要旨＞

- ・賀茂地域1市5町で構成する「賀茂地方税債権整理回収協議会(事務局：下田市)」は、市町村税の収入率向上と収入未済額の縮減を図るため、併任職員を相互派遣し、徴収事務の共同処理を行っている。
- ・令和5年度は、併任職員による派遣先市町での差押え等の滞納整理や県外出張徴収等を実施した結果、同地域の収入率は94.7%で前年比0.7%向上し、本年度においても、さらなる収入率向上を図るため、諸施策を実施している。
- ・協議会の設置期間は令和7年度までとしていることから、令和8年度以降の活動等については、今後、会員間で検討することとなる。

＜概要＞

1 協議会構成市町の収入率等の推移

単位：％、百万円

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
収入未済額	1,199	977	724	601	669	512	615	539
収入率	88.3	90.0	91.0	92.5	92.4	93.6	94.0	94.7
県平均収入率	93.1	94.1	95.0	95.7	95.5	96.5	96.8	97.9

2 活動状況

	区 分	内 容
1	年度計画の策定と進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・併任職員の相互派遣(下田市、東伊豆町、河津町は常時交流) ・運営委員会の開催(4月、8月実施済、令和7年3月開催予定)
2	徴収スキルの向上(困難事案の検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収事務初任者対象研修の実施(5月)(講師：下田財務事務所 納税課長)
3	徴収強化月間の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉催告等の実施 ・令和6年1月に首都圏地域の出張徴収、現地調査として14件訪問し、2件の滞納を解消。(令和6年8月現在)
4	搜索、公売の実施準備	<ul style="list-style-type: none"> ・搜索差押え活動への参加 ・公売事例の情報共有

＜参考 静岡県の関与＞

- ・協議会が徴収スキル向上のために実施する研修会への講師派遣
- ・個人住民税等の効果的な徴収及び債権管理推進のための県職員の短期派遣(下田市、東伊豆町)

【参考】協議会の設立からの経緯

区 分	導入期 (H28・29年度)	移行期 (H30・R元年度)
形 態	県主導	市町主体
構 成	県、1市5町	1市5町
活 動 内 容	市町職員が併任し、3班を作成し、県職員がリーダーとなり滞納整理を行う。	市町職員は併任先で滞納処分を行う。県職員はトップリーダーとして市町の係長を指導支援。
県職員 の支援	直接派遣 3人 〔 進行管理の実施、徴収技術 のOJT 〕	技術派遣 1人 〔 進行管理マネジメントの指導、 支援 〕
事務局	下田財務事務所	下田市 (県はオブザーバー)

区 分	自立期 (R2・3年度)	自立期Ⅱ (R4・5年度)	自立期Ⅲ (R6・7年度)
形 態	市町主体		
構 成	1市5町		
活 動 内 容	市町職員は併任先で滞納処分を行う。県職員は随時市町を訪問し、係長の進行管理を支援。	市町職員は併任先で滞納処分を行う(随時派遣等を可能とする)。搜索等の実施を重点事項とし、県職員の支援を継続する。	
県職員 の支援	短期派遣 R2 : 29日 R3 : 23日	短期派遣 R4 : 27日 R5 : 16日	短期派遣 R6 : 2日 (R6.10.21現在)
	困難案件等アドバイス、進行管理支援		
事務局	下田市 (県はオブザーバー)		

共同実施による地籍調査の推進

(賀茂農林事務所農村計画課)

1 要 旨

6市町と県が「賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定」を締結し、平成29年度から共同実施により調査を進め、令和6年度までに伊豆縦貫自動車道関連A=0.85km²を含めA=3.97km²の調査を完了する見込みである。

調査は、第4次地震被害想定津波浸水想定区域を中心に、令和11年度までの「賀茂地籍共同実施・実行計画」に基づき、計画的な進捗を図っている。

共同実施により、各市町職員の技術力向上が図られてきたことから、昨年度までに「賀茂地籍・体制移行3箇年計画」により、県・市町が連携した新たな事業推進体制へ移行した。

2 実施状況

(1) 進捗状況

- ・共同実施による体制を整備したことで、未着手であった市町も地籍調査に着手し、平成29年度より全6市町で地籍調査を実施している。
- ・各市町において、津波浸水想定区域を中心に着実に調査が進捗しており、実行計画に対する進捗率は56%（津波浸水想定区域54%）である。

※市町の従事職員は、多くの調査経験を通じ、技術力が向上している。

○ 賀茂地籍共同実施・実行計画(津波浸水想定区域含む)※1における進捗状況 (単位: km²)

区分	調査対象面積		H28まで 実施面積	共同実施体制実施面積			実施面積 計 (D)	進捗率		R6計画
	(A)	うちH29～ R11計画 (B)		R4まで	R5	R5まで (C)		調査対象 面積 (D/A)	H29～R11 計画 (B/C)	
下田市	3.31	0.73	0	0.28	0.04	0.32	0.32	10%	44%	0.08
	(3.11)	(0.73)	(0)	(0.28)	(0.04)	(0.32)	(0.32)	(10%)	(44%)	(0.08)
東伊豆町	0.67	0.47	0	0.21	0.04	0.25	0.25	37%	53%	0.04
	(0.44)	(0.44)	(0)	(0.21)	(0.04)	(0.25)	(0.25)	(57%)	(57%)	(0.04)
河津町	3.52	1.75	※2 0.11	1.19	0.11	1.30	1.41	40%	74%	0.10
	(0.57)	(0.53)	(0.04)	(0.26)	(0.07)	(0.33)	(0.37)	(65%)	(62%)	(0.04)
南伊豆町	1.73	0.86	0	0.34	0.06	0.40	0.40	23%	47%	0.08
	(1.66)	(0.86)	(0)	(0.34)	(0.06)	(0.40)	(0.40)	(24%)	(47%)	(0.08)
松崎町	5.14	1.68	1.10	0.73	0.11	0.84	1.94	38%	50%	0.16
	(1.85)	(1.13)	(0.72)	(0.66)	(0.09)	(0.75)	(1.47)	(79%)	(66%)	(0.04)
西伊豆町	3.79	0.69	0	0.27	0.06	0.33	0.33	9%	48%	0.07
	(1.94)	(0.69)	(0)	(0.27)	(0.06)	(0.33)	(0.33)	(17%)	(48%)	(0.07)
賀茂全体	18.16	6.18	1.21	3.02	0.42	3.44	4.65	26%	56%	0.53
	(9.57)	(4.38)	(0.76)	(2.02)	(0.36)	(2.38)	(3.14)	(33%)	(54%)	(0.35)
事業費(千円)				406,210	93,084	499,294				91,552
県全体	6,692.25	2,674.51				※3	1,692.89	25%		
	(139.45)	(139.45)					(118.97)	85%		

上段：全体面積、下段（）：津波浸水想定区域を内数で示す。

※1 現実行計画は第3回賀茂地域地籍調査協議会（R5.2.17）にて合意された計画である。

※2 19条5項指定済み区域

※3 県全体の実施面積計は、R4までの合計

(2) 令和6年度の取組

- ・近年、地籍調査事業に交付されていた地籍調査費負担金【負担金】が大幅に減額（国予算 H26：103 億円⇒R6：36.6 億円 35.5%）され、社会資本整備計画等と連携した社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）【防安交】及び、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助【円滑化補助】への移行が求められている。
- ・賀茂農林事務所においては、令和6年度第1回賀茂地域地籍調査協議会・連絡調整会を通じて、社会資本整備計画等と連携した調査への移行を促すことなどにより、調査の進捗に影響を与えないよう支援していく。

○R6 予算の内訳

(百万円)

事業名	国当初 予算	県当初予算		賀茂管内	
		要望額	割当額(充当率)	要望額	割当額(充当率)
負担金	3,660	259	173 (67%)	10.56	10.56 (100%)
防安交	5,440	304	229 (75%)	85.27	80.99 (95%)
円滑化補助	1,400	504	432 (86%)	—	—
合計	10,500	1,067	834 (78%)	95.83	91.55 (96%)

【防安交】調査区域に、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等が含まれる調査

【円滑化補助】事業実施の見通しのある社会資本整備（国営、地方単独）と連携した調査
社会資本整備の例：道路、河川、都市開発、上下水道、土地改良、治山等

3 事業の推進体制

- ・事業推進上の最大の課題は、地籍調査の知識を有する市町技術職員の不足である。殆どの市町が事務職員1名で他事業と兼務体制をとっており、人事異動により技術が継承されないケースが多い。
- ・このため、賀茂農林事務所では、地籍調査を主とした継続任用が可能である「会計年度任用職員」の活用促進と正規職員の役割分担等について、各市町間で情報共有、意見交換を行い推進体制の強化を図っている。
- ・また、「賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定書」に基づく共同実施体制を維持し、地籍調査事業を円滑に推進するための支援を継続する。

令和 6 年 11 月 1 日

公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業）専門部会

公営企業会計システムクラウド共同利用に係る効果検証

（経営管理部市町行財政課、くらし・環境部水資源課）

（要 旨）

平成 30 年度に「公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業）」専門部会で検討し、平成 31 年 4 月から 1 市 4 町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町及び松崎町）にて共同利用を開始した「水道事業等財務会計システムの共同発注によるクラウド化」について、当時想定したメリットとの比較を行った上で、5 年間の利用に係る効果検証を行ったので、その概要を報告する。

1 クラウド化（共同利用）に至った経緯

H28	・総務省の「新たな広域連携促進事業」を活用し、賀茂地域水道事業の現状と課題、将来収支を把握し、「広域連携プラン」を提案
H29	・広域連携プランのうち、「共同購入」「事務共通化」等実現可能性があると考えられた取組について検討した結果、費用削減効果の高い「水道事業等財務会計システムの共同発注によるクラウド化」の「早期実現」と「発注方法を詰める」ことについて、1 市 4 町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町）で合意
H30	・1 市 4 町で具体化の作業を進め、7 月 10 日付けで「賀茂地域水道事業等財務会計システム共同化（クラウド化）」の実施に関する協定書を締結
H31	・4 月 1 日から、1 市 4 町による共同利用を開始

2 平成 30 年度当時想定していたメリット

項目	メリット
システム調達・運用費用の削減	単独でのクラウド導入と比較し、コスト削減が見込める
クラウドの導入による災害対応	津波被害等によるデータ消失防止
技術承継の対応	1 市 4 町での業務の統一化・標準化により技術承継が容易に

3 クラウド共同利用内容

(1) 利用期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（60 か月間）

(2) 参加事業（5 市町、9 事業）

- 下田市 水道事業、下水道事業
- 東伊豆町 水道事業
- 河津町 水道事業、温泉事業
- 南伊豆町 水道事業
- 松崎町 水道事業、温泉事業、宿舎事業

(3) 共同利用前の運用方法

- 下田市 水道事業はオンプレミス、下水道事業は特別会計で運用
- 東伊豆町、南伊豆町 オンプレミス
- 河津町 ラックサーバーを導入して庁舎内で運用
- 松崎町 平成 30 年度に他社システム（クラウド）から移行（新規構築）

4 結果

(1) 費用削減効果

単独でのクラウド利用と比較すると、共同での利用により一定程度の費用増額抑制が見込まれた。また、クラウドサーバーへの変更により、メンテナンスに係る職員の作業が削減されているほか、電気代や通信費の削減が見込まれた。

なお、共同利用前の5年間と比較すると、共同利用5年間の総額は約500千円増額となった。

ア システム調達・運用費用

(ア) システム単独利用との比較

運用形態	イニシャルコスト	ランニングコスト(5年分)	5年間 計
共同利用(H31～R5)	3,823千円	28,139千円	31,962千円
単独利用(H31～R5)※	9,282千円	41,580千円	50,862千円

※ 賀茂地区では実績がないため、同規模の他自治体から算出。

(イ) システム共同利用前後の比較 (参考)

【下田市(水道事業)、東伊豆町、河津町及び南伊豆町】

共同利用前から公営企業会計を採用していた事業について、共同利用前後5年間で発生した全ての費用と比較

運用形態	イニシャルコスト	ランニングコスト(5年分)	5年間 計
共同利用後(H31～R5)	2,453千円	20,742千円	23,195千円
共同利用前(H26～H30)※	15,278千円	7,240千円	22,518千円

※ 河津町はH28から同システムを使用しているため、H28の契約額(5年間)で算出。

【下田市(下水道事業)】

共同利用時から公営企業会計を採用しているため、比較が困難

【松崎町】

平成30年度にシステム移行があったため、比較が困難

イ サーバメンテナンに係る人件費の削減(5年間で約240時間削減)

ウ サーバ運用に係る電気代の削減

エ オンプレミス運用でリモート接続を行った場合の費用の削減

(イニシャルコスト(設定費用)で約150千円、ランニングコスト(月額利用料)で約600千円/5年間の削減)

(2) 自然災害・セキュリティ対策(BCP対策)

クラウド導入により津波被害等によるデータ消失防止体制を確保した。また、セキュリティに支障を来すことはなかった。

- 津波被害等がなく、それによるデータ消失はなかった。
- サーバの緊急停止はなかった。
- ハッキングや情報漏洩等の、セキュリティに係る事案はなかった。

(3) 技術承継

この5年間では、メリットを創出する機会がなかった。

(4) その他

クラウド運用により、問合せ対象資料やシステム画面を水道事業者側とシステム運用者側が相互に確認できるため、問合せ対応に係る時間が削減できた。

5 令和6年度からの第二次共同利用における展開

- ・参加事業の業務運用の洗い出しや課題を明確化することで、更なるメリットを模索し、よりよい業務運用が実現できるよう引き続き検討を重ねていく。

交付金終了後の賀茂広域消費生活センターについて

(県民生活課・賀茂広域消費生活センター)

1 概要

賀茂広域消費生活センターは、平成28年4月から6市町と県が、地方自治法の機関等の共同設置に基づき共同で設置運営し、専門知識を持った相談員が相談に対応することにより、地域住民の安心・安全に大きく貢献している。

今後、運営経費の大部分を占める消費者庁の交付金が令和6年度をもって活用期間終了となり、令和7年度以降のセンターの設置運営に係る経費負担は市町負担金を中心となる。

(共同設置の法的根拠)

名称	根拠法令	内容	備考
賀茂地域の広域連携に係る連携協約	地方自治法第252条の2	県、各市町との連携に関する役割分担等に関する協約	県と6市町相対で締結
賀茂広域消費生活センター共同設置規約	地方自治法第252条の7～13(機関等の共同設置関係)	消費生活センターを共同設置するための規約	県と6市町で締結

(共同設置の脱退)

共同設置から脱退する場合、地方自治法第252条の7の2の規定に基づき、議会の議決を経た上で脱退する日の2年前までに予告が必要(現在まで、脱退の意向なし)。

2 交付金終了に伴う各市町における負担

(1) 消費生活相談の新システム導入に伴う経費負担の増額

消費者庁は、現在使用している全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に代わり、令和8年9月から新システム導入を予定している。

これに伴い、賀茂広域消費生活センターにおいても、令和7年度に新システム導入に必要な通信回線及び端末等を整備するため、所要の経費を予算要求する必要がある。そのうち端末整備とセキュリティ対策にかかる費用については、国交付金の対象外で一般財源による負担となるため、令和7年度以降は市町負担金額の増額が見込まれる。

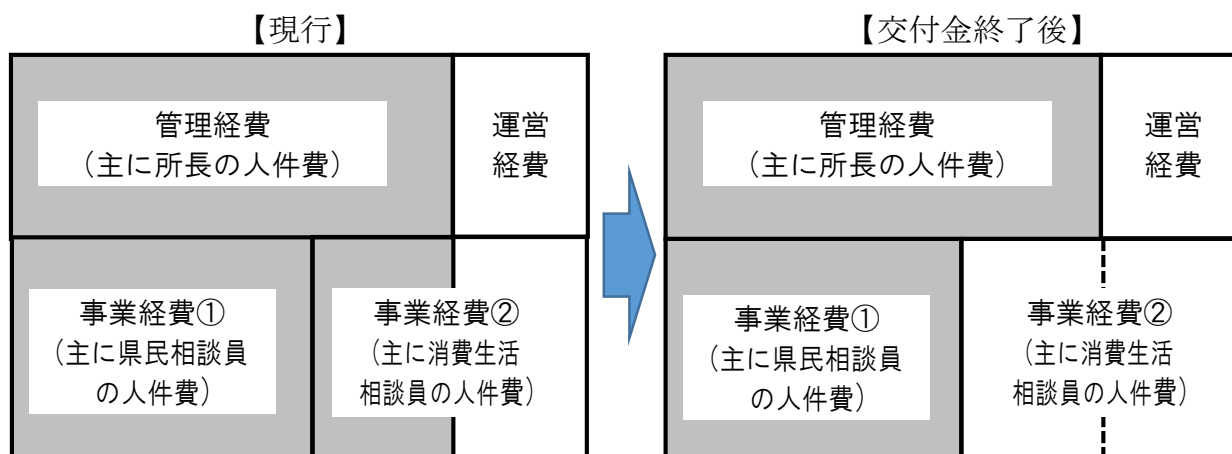
※新システムの概要は別添資料のとおり

(2) 賀茂広域消費生活センター運営負担金の推移(令和6年度当初予算より試算)

市町名	令和6年度		令和7年度						令和9年度	
	交付金	一財	消費者行政		新システム導入		合計		消費者行政	
			交付金	一財	交付金	一財	交付金	一財	交付金	一財
下田市	1,300	253	0	1,553	124	472	124	2,025	0	1,556
東伊豆町	740	144	0	884	70	269	70	1,153	0	886
河津町	443	86	0	529	42	161	42	690	0	530
南伊豆町	507	98	267	338	48	184	315	522	0	606
松崎町	389	76	205	260	37	141	242	401	0	466
西伊豆町	456	89	240	305	44	166	284	471	0	546
計	3,835	746	712	3,869	365	1,393	1,077	5,262	0	4,590

- ※ 交付金額は、賀茂広域消費生活センター運営負担金のみ（市町独自事業分を除く）。
- ※ 令和4年度時点の公表資料で人口5万人未満かつ財政力指数0.4未満である市町は、交付金活用期間が2年延長される（対象：南伊豆町、松崎町、西伊豆町）。

【賀茂広域消費生活センターに係る県・市町の経費負担イメージ】



※ 網掛け部分は県負担、白抜き部分は市町負担

3 賀茂地域における消費生活相談と窓口の必要性

センター設置以降、相談件数は設置前の平成27年度と比べ3倍以上に伸びており、設置による効果が確認できている。一方で、千人当りの件数では、県全体の平均と比べ、まだ1～2件程度の差があることから、潜在的な相談需要はまだある。

また、令和4年4月からの成年年齢引下げにより、高校生等に向けた消費者教育・注意喚起が重要となっていることや、賀茂地域に多い高齢者の消費者被害を未然に防止するための啓発、福祉部門と連携した見守り体制の構築のためにも、センターの担う役割は大きい。

(賀茂広域消費生活センター設置後の相談件数)

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
賀茂C 受付件数	75件 (市町受付)	222件	253件	266件	233件	265件	203件	284件	278件
対H27比		2.96倍	3.37倍	3.55倍	3.11倍	3.53倍	2.71倍	3.79倍	3.71倍

(千人当り件数 (「賀茂」には他センターの賀茂地区居住者からの受付含む))

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
賀茂	3.9	4.7	5.3	5.5	4.8	5.7	4.6	6.0	6.1
県全体	7.2	6.9	8.0	7.7	7.1	7.4	6.5	7.3	7.3
差	3.3	2.2	2.7	2.2	2.3	1.7	1.9	1.3	1.2

1 消費生活相談の成果

(1) 相談件数

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
賀茂C 受付件数	75 (市町受付)	222	253	266	233	265	203	284	278件
対H27比		2.96倍	3.37倍	3.55倍	3.11倍	3.53倍	2.71倍	3.79倍	3.71倍
東部C 受付件数	150	66	64	59	50	54	52	34	37
計	225	288	317	325	283	319	255	318	315

(2) 千人当たり件数（「賀茂」には他センターの賀茂地区居住者からの受付含む）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
賀茂	3.9	4.7	5.3	5.5	4.8	5.7	4.6	6.0	6.1
県全体	7.2	6.9	8.0	7.7	7.1	7.4	6.5	7.3	7.3
差	3.3	2.2	2.7	2.2	2.3	1.7	1.9	1.3	1.2

(3) 救済金額

(単位：千円)

年度		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被害回復額	回復額	291 (13件)	1,363 (24件)	3,155 (24件)	2,791 (22件)	6,377 (22件)	972 (22件)	5,461 (59件)	5,984 (65件)
	クーリング ・オフ	3,411 (4件)	299 (3件)	354 (6件)	1,650 (1件)	39 (2件)	715 (4件)	452 (3件)	1,764 (7件)
	未然防止額	4,213 (14件)	3,780 (20件)	3,156 (7件)	390 (2件)	800 (4件)	14,685 (11件)	6,573 (14件)	348 (4件)
計		7,915	5,442	6,665	4,831	7,216	16,372	12,486	8,096

(4) 主な相談内容（令和5年度）

- ・お試しと思い購入した化粧品が定期購入になっていた。解約したい。
- ・ネット通販で注文した商品が届かない。
- ・クレジット会社の利用明細に身に覚えのない請求がある。どうしたらよいか。
- ・電気代が安くなると勧誘を受け契約したが、元に戻したい。
- ・自宅を訪問してきた業者に石油給湯器の取替工事を勧誘され、断り切れず高額な工事契約を締結してしまった。
- ・SNSで簡単に稼げるという広告を見て副業を開始したが、高額なサポート料を請求された。

(5) 成果

- ・センターが設置された平成28年度以降、相談件数は年々増えてきており、令和5年度における当センターでの受付件数は278件となった。これは当センターの存在が地域住民に認知されて、被害に遭っても泣き寝入りせずに相談する住民が増え、潜在化していた消費者被害が掘り起こされたことが要因であると考えられる。

- ・ただし、千人当りの相談件数で見ると県全体と比べて2件近く開きがあり、潜在的な相談需要はまだあると見込まれる。
- ・救済金額は令和5年度で約800万円にのぼり、中でも「回復額」は約600万円となった。
- ・「回復額」とは、相談員が消費者と事業者との間に入って交渉を行った結果、事業者を支払ってしまったお金を取り戻した額である。当センターに専門知識を持った相談員を配置したことにより消費者被害の救済につながり、賀茂地域の住民の安全で安心な消費生活に大きく貢献している。

2 消費者教育の成果

(1) 出前講座

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
回数	33回	27回	16回	14回	11回	4回	15回	15回
受講者数	1,679人	1,181人	780人	704人	615人	403人	677人	649人

(2) 啓発

- ・5月の消費者月間及び12月の消費者被害防止月間にセンターと各市町職員、警察と一緒に街頭キャンペーンを実施。
- ・年3回、相談の多いトラブルなどに注意を促す「くらしが変わるカモ！」というリーフレットを作成し、全戸に回覧。
- ・下田市のケーブルテレビで毎月啓発番組を放映。
- ・各市町の広報誌を活用した啓発を実施。

3 他分野との連携

(1) 消費者安全確保地域協議会

消費者安全法の規定により、判断能力に不安のある高齢者や障害者の消費者被害を未然に防ぐため、普段から見守り活動を行っている者を構成員として、地方公共団体に消費者安全確保地域協議会を設置できるとされている。

賀茂地域においては、既存の福祉部門で構築されている見守りネットワークの仕組みに、賀茂広域消費生活センターが参画する形で、令和3年度に東伊豆町、令和4年度には南伊豆町に消費者安全確保地域協議会を設置しており、他の管内市町にも設置を働きかけている。

協議会を設置することで、消費者被害防止の視点で見守りが行われ、被害の早期発見と消費生活センターへの迅速かつ円滑なつながりが期待される。

(2) 賀茂地区障害者自立支援協議会への参画

賀茂地域では2町に消費者安全確保地域協議会が設立されているが、高齢者の見守りが主であり、障害者の見守りをいかにして行っていくかが課題となっている。

賀茂地域では1市5町と県及び関係機関で組織する「賀茂地区障害者自立支援協議会」において障害福祉施策の検討・協議を行っている

そこで、賀茂広域消費生活センターが同協議会に参画することにより、実質的に賀茂地域全体における障害者への見守りを行っている。

新システム導入後のイメージ

デジタルに不慣れな消費者



- ・電話で相談したい
- ・困ったとき、すぐに話せる窓口を希望

パソコン・スマホに慣れている消費者



- ・困ったときは、まずネット検索
- ・日中は仕事で電話できない
- ・自分の都合の良い時間に相談したい

消費者トラブル対応専用Webサイト

消費者向けFAQによる自己解決支援
自己解決できない場合は相談窓口を案内

当日電話相談

メール相談

令和 6 年 11 月 1 日

「行くなら、今なの！静岡トク旅」キャンペーン

(観光交流局 観光政策課 観光振興課)

1 要 旨

本県の観光需要は、コロナ禍から着実に回復しているものの、全国と比較すると回復が遅れている。また、台風等の影響により、夏のかき入れ時の客足が伸びず、大きな打撃を受けた。このため、秋の観光シーズンから 12 月にかけて、誘客キャンペーンを展開し、観光需要の回復を加速させる。

2 本県の観光状況

- ・本年 1 月～6 月の宿泊者数は、約 1,053 万人で、令和元年比 95.3% (全国：106.8%)
- ・台風 10 号に伴う観光への影響については、アンケート調査に回答があった、ほぼ全ての宿泊施設で、「キャンセルあり」と回答

3 キャンペーン概要

- ・本県の観光需要の回復を加速させるため、需要喚起策を実施
- ・平日の旅行需要を喚起するとともに、県内周遊・滞在を促進
- ・既存事業を組み合わせ、統一的に情報発信することで、事業効果を最大化

(1) 期 間

令和 6 年 11 月 5 日 (火) ～12 月 20 日 (金)

(2) 事業内容

項 目	内 容
泊まって巡って しず旅 スタンプラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・内 容：観光アプリ「TIPS」を活用したデジタルスタンプラリー (宿泊施設、観光施設) ※宿泊施設のスタンプ獲得は平日限定 抽選で 2,000 名に「5,000 円宿泊券」 ・その他：県内旅行会社おすすめの「平日や夜に楽しめる穴場スポット」を発信
団体旅行需要の底上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・内 容：バス代支援 30,000 円/台 ・要 件：① 県内宿泊+平日 2 日以上の団体旅行 ② 県内宿泊+ツアー名に黄金KAIDO+3 県の観光施設
富士山静岡空港×レンタ カーキャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・対 象：富士山静岡空港を往復利用 ・支 援：3,000 円分の商品券 (空港で利用可能)
アニメ「ゆるキャン△」 モデル地の周遊促進	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地を巡るデジタルスタンプラリー (限定グッズ配布) ・パネル展の開催 (静岡空港、大井川鐵道 新金谷駅)
インバウンドの回復に向 けた集中的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・海外 O T A サイトを活用した情報発信 (特集ページ掲載) 対 象：韓国、台湾、東南アジア ・開港 15 周年にあわせた割引キャンペーン 内 容：中国便利利用者にクーポンを配布 (15,000 円)

(3) プロモーション

- ・本県出身のタレント「なえなの」氏をアンバサダーに起用
- ・SNS によるショート動画の配信、WEB 動画広告、バナー広告の配信
- ・ポスター掲出、チラシ配布
- ・県の広報媒体による発信 (HP、観光アプリ TIPS、SNS 等)



<なえなの氏>





～ 「行くなら、今なの！静岡トク旅」 キャンペーン ～
 「泊まって巡って しず旅スタンプラリー」の開催

(観光交流局 観光政策課)

1 要 旨

本県の観光需要の回復を加速させるため、「行くなら、今なの！静岡トク旅」キャンペーンの一環として、観光アプリ「TIPS」を活用したデジタルスタンプラリーを開催する。

2 スタンプラリー概要

名 称	泊まって巡って しず旅スタンプラリー
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設（平日宿泊）と観光施設を3箇所巡ってスタンプを取得 ※宿泊施設でのスタンプ獲得は、月～金曜日の宿泊が対象 （土曜日泊、日曜日泊のみの場合は対象外） ・ 観光アプリ「TIPS」から応募 ⇒ 抽選で景品をプレゼント
期 間	令和6年11月5日（火）～12月20日（金）
スポット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設：約 650 箇所(ホテル旅館生活衛生同業組合の会員施設) ・ 観光施設：約 100 箇所
景 品	ホテル旅館生活衛生同業組合の会員施設で利用できる、「5,000 円の宿泊券」を抽選で 2,000 名にプレゼント ※景品の発送は、令和7年1月以降
スタンプ 取得方法 ・ 応募方法	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>STEP1</p>  <p>静岡県公式観光アプリ TIPSをダウンロード</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>STEP2</p>  <p>宿泊施設 宿泊施設の受付等で、 QRコードを読み取り (平日宿泊限定)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>STEP3</p>  <p>観光施設 アプリ内の「泊って巡 ってしず旅スタンプ ラリー」から観光施設 を選択しGPSを取得</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>STEP4</p>  <p>宿泊施設1か所と 観光施設3か所分 のスタンプを取得し、 TIPS 内の指定 フォームにて応募</p> </div> </div>

3 その他

詳細は、県観光協会HP「ハローナビしずおか」を御覧ください。
<http://hellonavi.jp/attraction/shizuoka-now/shizuokatokutabi2024.html>

宿泊業の経営基盤強化

(観光交流局 観光政策課)

1 要旨



深刻な人手不足に陥る宿泊事業者において、生産性の向上と雇用の安定を図るため、業務効率化や生産性向上の取組、従業員宿舍施設の整備を市町と連携して総合的に支援する。

2 事業内容

- ・対象者：宿泊事業者等
- ・実施市町：11市町（見込）
（浜松市、熱海市、沼津市、掛川市、御殿場市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町）
- ・補助率：補助対象経費の1/4を上限（市町が補助する額と同額以内）
- ・県予算額：143,000千円

区分	内容
業務効率化・生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：配膳、お掃除ロボット、スマートチェックインシステムの導入等 ・上限：750千円/施設 ・件数：77件
従業員の住環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：従業員宿舍施設の更新・改修 ・上限：更新：2,000千円/戸（最大10戸/件） ※複数事業者の共同での更新は最大15戸/件 改修：250千円/戸（最大10戸/件） ・件数：339戸

3 取組事例

業務効率化・生産性向上	従業員の住環境の改善
<ul style="list-style-type: none"> ●翻訳ディスプレイの導入 （課題）インバウンドの増加により、フロント業務が増大 （対応）13言語対応の翻訳ディスプレイの導入  <ul style="list-style-type: none"> ●ロボット掃除機、オーダーエントリーシステムの導入 （課題）館内清掃の負担、夕食時の注文対応 （対応）ロボット化で時間短縮、携帯端末によるセルフオーダー化 	<ul style="list-style-type: none"> ●トイレ・シャワーブースの設置等 <ul style="list-style-type: none"> ・現状、共同トイレ・浴場となっている部屋を改修し、各部屋にトイレとシャワーブースを設置 ・社員寮内にWi-Fi環境を整備 

映えスポットがいっぱい♡

グルメ

行くなら、
今なの!

静岡トク旅

キャンペーン



体験

11/5(火) → 12/20(金)

癒し



観光アプリTIPSを活用した、静岡県内の宿泊施設および観光スポットを巡るスタンプラリーを開催。
平日宿泊+観光スポットのスタンプを獲得した方を対象に、
抽選で2,000名様に静岡県内宿泊施設で利用できる5,000円分の宿泊券をプレゼントいたします。

開港 15周年



富士山静岡空港
Mt. Fuji Shizuoka Airport

キャンペーンの詳細は [静岡トク旅](#)



泊まって巡ってしず旅 スタンプラリーの参加方法

スタンプラリー開催期間:2024/11/5(火)～12/20(金)

1

観光アプリTIPSをダウンロード!

スマートフォンからご参加ください!



2

TIPS内のバナーを選択!

TIPSスタンプラリー画面から「泊まって巡ってしず旅スタンプラリー」のバナーを選択。



※イメージ

3

スタンプを獲得!

対象の宿泊施設(平日限定)1か所と観光施設3か所でスタンプを獲得!

宿泊施設

QRコードをスマートフォンのカメラで読み込んでスタンプ獲得!
※土・日曜日の宿泊はスタンプ獲得の対象外です。
QRコード設置場所はフロントでご確認ください。

観光施設

スマートフォンのGPSで位置情報を取得しスタンプ獲得!

4

5,000円分の宿泊券をプレゼント!

スタンプラリー画面から抽選に応募できます。
抽選で2,000名様に静岡県内宿泊施設で利用できる5,000円分の宿泊券をプレゼント!

問合せ先:静岡県観光政策課
TEL.054-221-2858

対象の宿泊施設や観光施設等の詳細はキャンペーン特設サイトをご確認ください。
(<http://hellonavi.jp/attraction/shizuoka-now/shizuokatokutabi2024.html>)



その他のキャンペーン情報はこちら

＼ 個人の方向け /

富士山静岡空港 ×
レンタカーキャンペーン



富士山静岡空港を往復利用し、空港からレンタカーを利用した方に、空港で使える3,000円の商品券をプレゼント



＼ 個人の方向け /

アニメ『ゆるキャン△』との
コラボによるキャンペーン



●モデル地を巡るデジタルスタンプラリー
『ゆるキャン△』のモデル地を巡って、キャラクターAR画像や豪華賞品をゲットしよう

●パネル展開催
『ゆるキャン△』パネル展を大井川鐵道プラザロコで開催中(～11/17)*
※11/22～富士山静岡空港で開催



＼ 旅行会社向け /

黄金KAIDOエリア
周遊バス代支援



県内に宿泊し、黄金KAIDOエリア(新潟県、長野県、山梨県)の観光施設に立ち寄るツアーで、ツアー名に黄金KAIDOを入れている場合、バス代を支援(30,000円/1台)



令和 6 年 11 月 1 日

「伊豆半島住む人・来る人感謝祭 in 伊豆高原」の開催

(一社) 美しい伊豆創造センター観光・地域振興部

(要旨)

伊豆半島の地域住民の満足度向上、観光客等の誘客や地域経済の活性化に資する事業として、観光物産展を開催する。

事業の実施にあつては、特に賀茂地域管内及び伊豆半島北域の魅力ある物産を伊豆半島東域に発信し、以つて、伊豆半島管内の交流を促すとともに、伊豆縦貫自動車道の PR も含めた各種イベント等を併せて開催する。

1 目的・対象

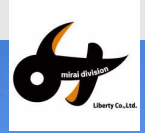
目的	戦略 1	持続可能な観光の振興
	戦略 2	地域振興を通じた生活者満足度の向上 *美伊豆 3ヶ年計画より
対象	地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力再発見 [物産、サイクリングリゾート伊豆、観光施設] ・伊豆縦貫自動車道の利便性を体感 ⇒地域住民の満足度向上、域内交流、経済活性化、地域振興
	来訪者等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力再発見 [物産、サイクリングリゾート伊豆、観光施設] ・伊豆縦貫自動車道の利便性を体感 ⇒伊豆半島地域内への誘客・周遊、経済活性化、観光振興

2 開催概要

イベント名称	伊豆半島住む人・来る人 感謝祭 in 伊豆高原 (伊豆・住・感: いずじゅうかん)
実施主体	主催: (一社) 美しい伊豆創造センター 協力: 県東部地域局、県賀茂地域局、観光・商工団体等へ依頼予定
日時	令和 6 年 12 月 22 日 (日) 10 時~15 時 (予定)
会場	伊豆高原駅 駅前広場~やまもプラザ内 (静岡県伊東市八幡野 1183)
展示内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある伊豆の物産 約 15~20 店舗 (キッチンカー含む) ○ステージによる各種パフォーマンスイベント ○伊豆縦貫自動車道 PR パネル展示 (国土交通省) ○各市町観光協会等による PR ブース (予定) ○各種体験ブースの設置 (予定)

(参考: 過年度実績)

	令和 4 年度	令和 5 年度
会場	道の駅開国下田みなと	伊豆ゲートウェイ函南
開催日時	令和 5 年 3 月 18 日 (土) -19 日 (日)	令和 6 年 3 月 24 日 (日)
来場者数	約 1,300 人	約 1,700 人



伊豆半島 住む人・来る人 感謝祭

in 伊豆高原

出店企業募集要項



©Liberty Co.,Ltd. All right reserved

趣旨・目的

©Liberty Co.,Ltd. All right reserved

趣旨

伊豆半島の地域住民の満足度向上、観光客等の誘客や地域経済の活性化に資する事業として、観光物産展を開催いたします。事業の実施にあつては、特に賀茂地域管内及び伊豆半島北域の魅力ある物産を伊豆半島東域に発信することで、伊豆半島管内の交流を促すとともに、伊豆縦貫自動車道のPRも含めた各種イベント等を併せて開催します。

ターゲット ▶ 伊豆半島及び近隣地域住民 20~40代若年層ファミリー（関東圏からの観光客）

広報・PR ▶ Instagramを主とするWEB広告にて約50,000~70,000ユーザーへのPR
Google検索を主とするWEB広告にて約3,000~4,000ユーザーへのPR
ポスターチラシ等の掲示によるPR（約5,000部）
特設WEBサイトでのPR・他SNS等でのPR



開催概要

©Liberty Co.,Ltd. All right reserved

日時：2024年12月22日（日）10:00~15:00（小雨決行・荒天中止）

場所：伊東市伊豆高原駅およびやまもプラザ

（静岡県伊東市八幡野1183）

主催：（一社）美しい伊豆創造センター

運営：株式会社リバティ

開催内容：

①魅力ある伊豆の物産展&キッチンカー 全20店舗出店（10:00~15:00）

駅前ロータリー横広場&やまもプラザパティオ

②ステージイベント 3~5団体程度（10:00~15:00）

駅舎内メインステージ会場

料金：入場無料 ※駐車料金は別途

見込動員数：2000人~2500人



やまもプラザ・駅前広場の様子



出店要項

©Liberty Co.,Ltd. All right reserved

対象店舗（企業）	伊豆エリアの飲食または物販事業者 （下田市・熱海市・沼津市・三島市・南伊豆町・函南町・西伊豆町・伊東市・伊豆の国市・松崎町・東伊豆町・伊豆市・河津町）に拠点がある、もしくは関連する飲食提供もしくは物販事業者
出店区画	①キッチンカー（6m×3m）伊豆高原駅前広場（北側ロータリー横）（全6~8区画） ②テント出店（3m×3m）やまもプラザ（パティオ）+伊豆高原駅前広場（全12~14区画）
出店料 ※出店条件	無料（下記を条件とする） ※売上報告をする方・自身で出店準備撤収できる方・アンケート報告いただける方
備品貸出	①テント1張 3,000mm×3,000mm ②長机1,800mm×600mm ③折り畳み椅子2脚 ※電源が必要な場合は申込フォームより使用用途と合わせて記載をお願いします
申込方法	出店申込フォームより必要事項を記入し申してください。（出店確定のご返信時点で決定）
その他	調理等がある場合は営業許可等の必要書類の提示お願い致します 火器を使用する場合は消火器の設置（設置場所の平面図を提出）また消防への確認 当日売上保証は無し、また出店場所の指定は不可となります。



会場図

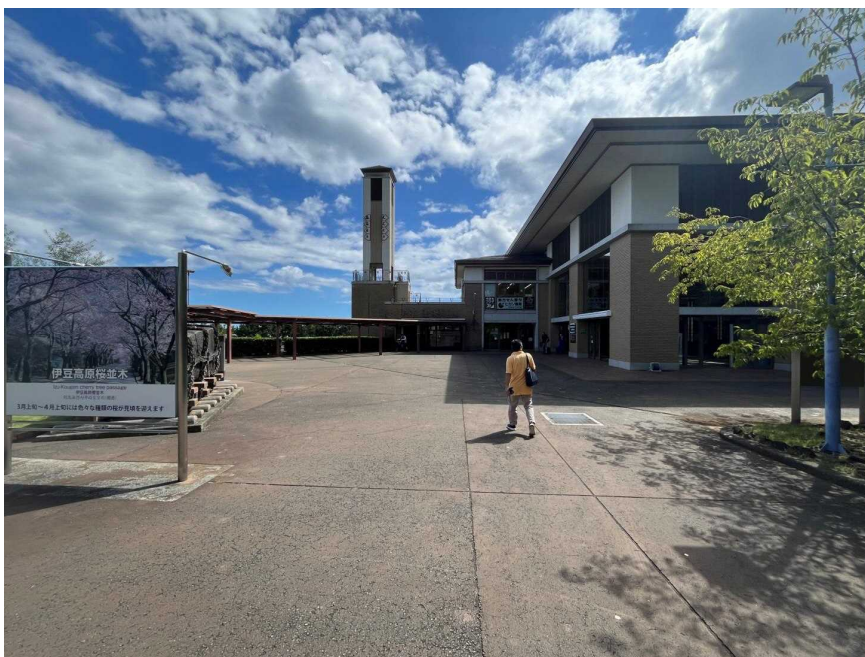
- 駅舎内
 - メインステージ
(音楽ステージ&キャンペーン)
 - キャンペーンエリア (本部)
- 駅前ロータリー側広場
 - キッチンカー(一部テント)出店エリア
- やまもプラザ パティオ
 - テント出店 (物産エリア)



開催会場全体図

会場写真

©Liberty Co.,Ltd. All right reserved



出店申込・問い合わせ

©Liberty Co.,Ltd. All right reserved

【出店申込について】

こちらQRコードより必要情報入力の上、申し込みください。

事務局にて確認後、出店に向けてご案内いたします。

申込URL：<https://forms.gle/UacT7hEZV2b4iPqW7>

※10/25（金）17:00 申込〆切

※10/27（火）中に出店確定のご案内



△出店申込はこちらから

【問い合わせ先】

株式会社リバティー 未来部（担当：藤浪）※運営委託

TEL：054-204-1326（平日 9:00~18:00）

MAIL：office@mi-rai.info



2024年度「伊豆・熱海観光キャンペーン」の実施について

((一社)美しい伊豆創造センター観光・地域振興部)

(一社)美しい伊豆創造センター(代表理事 菊地 豊)は、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社と多くの方に伊豆に来ていただくために、2024年12月1日から2025年2月28日(金)の期間において「伊豆・熱海観光キャンペーン」を実施します。

キャンペーン期間中は、地域の人と創り上げた特別企画、水仙や桜のまつりに向けた臨時列車、街歩きをしながらデジタルで楽しむスタンプラリー、参加費無料のウォーキングイベントなど、お得な情報をお届けします。

また、伊豆・熱海の名産品の販売や観光情報を紹介する産直市を開催します。産直市では、伊豆半島内全13市町で使用できる「伊豆産直市限定ノベルティ引換券」を各日程数量限定配布します。詳細は下記の通りです。

記

1 伊豆熱海観光キャンペーン期間

2024年12月1日(日)～2025年2月28日(金)

2 産直市(開催場所・開催期間)

- ・川崎駅：2024年11月7日(木)～10日(日)
- ・町田駅：2024年11月14日(木)～17日(日)
- ・浦和駅：2024年11月21日(木)～24日(日)
- ・横浜駅：2024年12月4日(水)～8日(日)
- ・大宮駅：2025年1月16日(木)～19日(日)
- ・武蔵溝ノ口駅：2025年1月23日(木)～25日(土)
- ・川崎駅：2025年2月1日(土)～5日(水)
- ・鶴見駅：2025年2月20日(木)～22日(土)



2024年10月23日
東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社
一般社団法人 美しい伊豆創造センター

伊豆・熱海観光キャンペーン「惚れ旅」 12月1日から2月28日まで開催！

東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社と一般社団法人 美しい伊豆創造センターでは、多くの方に伊豆に来ていただくために、早春の伊豆・熱海観光キャンペーン「惚れ旅」を実施します。

キャンペーン期間中は、地域の人と創り上げた特別企画、水仙や桜のまつりに向けた臨時列車、街歩きをしながらデジタルで楽しむスタンプラリー、参加費無料のウォーキングイベントなど、お得な情報が盛りだくさん。

首都圏よりひと足早く春が来る「伊豆・熱海」の「惚れ」てしまう温泉、花、グルメ、絶景などで心満たす「旅」にお出かけください！

■伊豆・熱海観光キャンペーン「惚れ旅」について

(1)期間

2024年12月1日(日)～2025年2月28日(金)

(2)エリア

熱海市、伊東市、東伊豆町、河津町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、三島市、函南町

(3)イチ押しポイント

首都圏よりひと足早く春が訪れる「伊豆・熱海」は、1月からの約4か月間、桜が楽しめます。他にも伊豆半島ジオパークの恵みである「温泉」や「絶景」、三方を海で囲まれた伊豆・熱海ならではの「海鮮グルメ」や、この時期に旬を迎えるいちごや柑橘のスイーツなど、**きっと**「惚れ」てしまう体験をお楽しみください。



キャンペーンポスター
南伊豆町/あいあい岬 出会いの鐘



キャンペーンポスター
伊東市/小室山

■「惚れ旅」情報について

1. キャンペーン特別企画

きっと「惚れ」てしまうキャンペーン特別企画をご紹介します。

2. 便利な臨時列車

イベントに合わせた臨時列車をご紹介します。

3. 周遊イベント

街歩きと共に楽しめるイベントをご紹介します。

4. 伊豆の銘産品を集めた産直市

伊豆エリアの銘産品が購入や観光情報が手に入る、産直市の開催日や場所をお知らせします。

5. WEBでの情報発信

ホームページやInstagramの情報についてご案内します。

6. グループ会社との連携施策

JR 東日本グループが実施するキャンペーンをご紹介します。

7. インバウンド

海外のお客さま向けにも、伊豆・熱海のPRを実施します。

※目次のタイトルはハイパーリンクになっています。WEBでご覧の場合クリックすることでリンクにジャンプします。

1. キャンペーン特別企画

地域の方々と一緒に、きっと「惚れ」てしまう数々の特別企画を企画しました。

美味しく、楽しく、お得に「惚れ旅」を体験してください。

(1) キャンペーン初日のお出迎え

キャンペーン初日には特急「踊り子1号」の到着に合わせ、下記の駅で到着セレモニーを行います！当日だけのカプセルトイイベント特別なイベントも開催します。

①実施日時：2024年12月1日(日)

②対象 駅：伊豆急下田駅、修善寺駅

※荒天時や輸送障害時等には中止となる場合がございます。

(2) お得なクーポン等が当たるカプセルトイイベント

対象の列車で終着駅までご乗車いただいたお客さまに、地域のお得なクーポンやJR東日本横浜支社オリジナルグッズが当たるカプセルトイをおひとり様につき1回お楽しみいただけます。

◆対象列車：12月1日の特急「踊り子1号」、特急「下田水仙まつり号」、特急「みなみの桜河津桜大宮号」、特急「みなみの桜河津桜高尾号」

(3) 伊豆山神社 北条政子の曼荼羅 特別公開

北条政子が夫の源頼朝の一周忌に際し、冥福を祈るために自らの髪の毛を使って刺繍したと伝えられる曼荼羅を特別公開します！

①期 間：2024年11月28日(木)～12月24日(火)

②場 所：伊豆山神社郷土資料館

③休 館 日：水曜日(ただし祝日の場合はその翌日)

④開館時間：9:00～16:00



伊豆山神社



北条政子の「曼荼羅」

(4) 大室山スイーツ開発中！

伊東市のシンボルで絶景の大室山をモチーフにしたワンハンドのお菓子を、市内の「お菓子い共和国」加盟店で開発中です。新商品の食べ歩きをしながら、大室山を散策してみてもいかがでしょうか。

①発売開始：2024年12月頃から順次

②発売箇所：伊東市内「お菓子い共和国」加盟店

③詳 細：[JRE MALL Media 大室山スイーツ](#)



大室山



レマンの森



ケニーズハウスカフェ伊豆高原本店



フルーツパーラー
伊豆旬味堂

(5) 東海バス『小室山「惚れ旅」チケット』

今回のキャンペーンポスターデザインにもなった相模湾と伊豆七島の絶景が見渡せる「惚れ」る小室山へのお出かけに、下記4点がセットになったお得なチケットを発売します。

①発売期間：2024年12月1日(日)～2025年2月28日(金)

②発売箇所：東海バス伊東駅案内所

③内 容：◆東海バス「伊東駅～小室山リフト」の往復バス乗車券
もしくは「伊東・伊豆高原2日券」

◆小室山リッジウォーク「MISORA」リフト往復乗車券

◆山麓売店のソフトクリーム利用チケット

◆「Kitchen●218」で使える食事チケット



小室山リッジウォーク
“MISORA”

④詳細: [東海バス『小室山「惚れ旅」チケット』](#)

(6)熱川台湾提灯×キャンドルナイト

熱川温泉街を毎夜幻想的に彩る台湾提灯とキャンドルナイトとのコラボ企画です。

①日時:2025年2月1日(土) 19:00~21:00

②場所:熱川温泉花はなばあ〜く



熱川台湾提灯

(7)十国峠パノラマケーブルカー「MANTEN1059」

十国峠山頂にてイルミネーションイベント「MANTEN1059」を開催します。

①開催日:2024年11月2日~2025年2月22日までの毎週土曜日、および2024年11月3日(日)、2025年2月23日(日)②営業時間:17:00~21:00(最終)

※19:30(ケーブルカー下り最終)

③料金:一般大人 2,000円、小学生 1,000円

※ケーブルカー往復+「TENGOKEU CAFE」ドリンク1杯付き

※未就学児無料(ドリンクなし)



十国峠山頂
イルミネーションイベント
「MANTEN1059」

[TOPに戻る](#)

2. 便利な臨時列車の運行

花のイベントに合わせて特別列車を運行します。行きの車内や現地では、特別なおもてなしを実施します。ぜひ、彩る花々の「惚れ」てしまう絶景を見に、ご利用ください。

(1)特急「下田水仙まつり号」

下田温泉水仙まつりに合わせて大宮発着の臨時特急列車を運転します。

往路車内では、下田の観光情報パンフレットの配布や、終着駅の伊豆急下田駅ではお出迎えを行います。また、伊豆急下田駅までご乗車いただいたお客さまにまつり会場の爪木崎でサザエのつぼ焼きの振る舞いがあります。

①運転日:2025年1月11日(土)、12日(日)、18日(土)、25日(土)

②停車駅:大宮駅、浦和駅、池袋駅、新宿駅、渋谷駅、武蔵小杉駅、横浜駅⇄熱海駅、伊東駅、伊豆高原駅、伊豆熱川駅、伊豆稲取駅、河津駅、伊豆急下田駅



下田水仙まつり

(2)特急「みなみの桜河津桜大宮号」、特急「みなみの桜河津桜高尾号」

みなみの桜と菜の花まつりや河津桜まつりに便利な臨時特急列車を運転します。

南伊豆と河津の桜やおまつりをお楽しみください。往路の車内では現地の情報パンフレットの配付や終着駅の伊豆急下田駅ではお出迎えを行います。

また、伊豆急下田駅までご乗車いただいたお客さまに

道の駅「下賀茂温泉 湯の花」内の南伊豆町観光協会特設会場にて、南伊豆が厳選した旬の柑橘をプレゼントします。

◆特急「みなみの桜河津桜大宮号」

①運転日:2025年2月15日(土)、16日(日)、22日(土)、23日(日)

②停車駅:大宮駅、浦和駅、池袋駅、新宿駅、渋谷駅、武蔵小杉駅、横浜駅⇄熱海駅、伊東駅、伊豆高原駅、伊豆熱川駅、伊豆稲取駅、河津駅、伊豆急下田駅

◆特急「みなみの桜河津桜高尾号」

①運転日:2025年2月14日(金)

②停車駅:高尾駅、八王子駅、立川駅※⇄熱海駅、伊東駅、伊豆高原駅、伊豆熱川駅、伊豆稲取駅、河津駅、伊豆急下田駅
※立川駅は往路のみ停車



みなみの桜と菜の花まつり



河津桜まつり

[TOPに戻る](#)

3. 周遊イベント

現地滞在中のお供に、のんびりと「惚れ」てしまう街歩きを楽しめるイベントを実施します。

(1)湯河原駅・熱海駅開業100周年エキタグスタンプラリー

2024年10月に湯河原駅、2025年3月に熱海駅が開業100周年を迎えるにあたり、湯河原町内と熱海市内を周遊するエキタグスタンプラリーを開催します！



エキタグの詳細

詳細は12月頃にお知らせいたします。

期間:2025年1月11日(土)~3月31日(月)

※エキタグは株式会社ジェイアール東日本企画の登録商標です。

(2) 駅からハイキング

参加費無料のウォーキングイベント「駅からハイキング」のコースを地域の方々と共同で設定しました。

駅からハイキング &ウォーキングイベント

◆伊豆急下田駅コース

伊豆急行(株)、東海バス(株)と共同で下田温泉水仙まつり期間中に伊豆急下田駅からスタートし、約300万本の野水仙が咲き誇る下田温泉水仙まつり会場の爪木崎までを目指すコース開催します。

①開催期間:2025年1月5日(日)~1月31日(金)

②スタート:下田市観光協会 駅前案内所

◆伊豆稲取駅コース

伊豆急行(株)、静岡県立稲取高等学校と共同で雛のつるし飾りまつり期間中に開催します。稲取高校の生徒がおすすめる通な穴場スポットなどを巡るコースを考えました!

①開催期間:2025年1月20日(月)~3月31日(月)

※毎週火曜日は除く

②スタート:まちのレセプション ようよう(伊豆稲取駅 改札前)



伊豆稲取 雛のつるし飾り

(3) 伊豆 navi デジタルスタンプラリー

「下田温泉水仙まつり」の期間に合わせ、「伊豆 navi」内でデジタルスタンプラリーを実施します

①開催期間:2024年12月20日(金)~2025年1月31日(金)

②開催場所:下田エリア(水仙まつり会場の爪木崎および下田駅周辺を中心にスポットを設定)

③詳細:伊豆急行(株)HPにて11月頃にお知らせいたします。



伊豆 navi

[TOPに戻る](#)

4. 伊豆の銘産品を集めた産直市

伊豆・熱海の銘産品の販売や観光情報を紹介する産直市を開催します。産直市では、伊豆半島内全13市町で使用できる「伊豆産直市限定ノベルティ引換券」を各日程数量限定配布します。また、一部日程に伊豆半島からご当地キャラが登場します!

(1) 開催場所・日程

川崎駅:2024年11月7日(木)~10日(日)

町田駅:2024年11月14日(木)~17日(日)

浦和駅:2024年11月21日(木)~24日(日)

横浜駅:2024年12月4日(水)~8日(日)

大宮駅:2025年1月16日(木)~19日(日)

武蔵溝ノ口駅:2025年1月23日(木)~25日(土)

川崎駅:2025年2月1日(土)~5日(水)

鶴見駅:2025年2月20日(木)~22日(土)



産直市

詳細はこちらをご覧ください。[JRE MALL Media 伊豆産直市](#)

[TOPに戻る](#)

5. WEBでの情報発信とキャンペーン

パンフレットやプレスリリースでお伝えしきれない、きっと「惚れ」てしまうコンテンツを、キャンペーン特設ホームページやJR東日本の社員が発信する、鉄道おでかけ情報メディアJRE MALL Media、JR東日本横浜支社Instagram等で発信していきます。

(1) キャンペーン特設ページの開設

伊豆・熱海のモデルコースや観光情報、キャンペーン情報詳細はこちらからご覧ください。

URL:[キャンペーン特設ホームページ](#)

(2) 【Instagram】伊豆・熱海「惚れ旅」Wフォロー&コメントキャンペーン

JR東日本横浜支社×(一社)美しい伊豆創造センター共同Instagramキャンペーンを実施します。

①期間:2024年10月23日(水)~12月22日(日)

②参加方法:▼JR東日本横浜支社(@[jr_izu_hakone_yugawara](#))と(一社)美しい伊豆創造センター(@[beautiful_izu_japan](#))の公式InstagramアカウントをWフォロー
▼キャンペーン投稿に「伊豆・熱海であなたが今一番行きたいスポット」をコメント

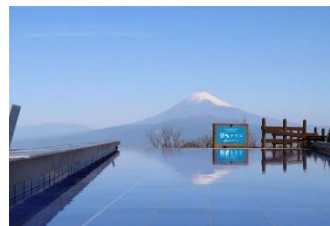
- ③景 品:堂ヶ島ニュー銀水 1泊2食付きペア宿泊券 1名
伊豆シャボテン動物公園 ペア入園券 4名
伊豆パノラマパーク ロープウェイ往復乗車券(ペア) 5名
伊豆クルーズ 下田港内めぐり(ペア) 10名
- ④詳細:[JRE MALL Media Instagram キャンペーン](#)



堂ヶ島ニュー銀水



伊豆シャボテン動物公園



伊豆パノラマパーク



伊豆クルーズ 下田港内めぐり

(3)【X】JR 東日本横浜支社公式 X フォロー&リポストキャンペーン

JR 東日本横浜支社公式 X でタイムリーな観光情報の発信やキャンペーンを実施します。

①期間:2024年11月11日(月)~12月12日(木)

②参加方法:▼[JR 東日本横浜支社公式 X](#)をフォローする
▼キャンペーン投稿をリポストする

③景 品:185系踊り子号ヘッドマークデザインワイヤレススピーカー(非売品) 20名
伊豆・熱海の名産品詰合わせ 20名

④詳細:[JRE MALL Media X キャンペーン](#)
※11/11 サイトオープン予定

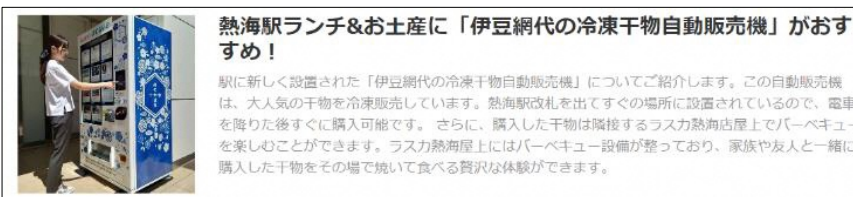


ワイヤレススピーカー

(4)JRE MALL Media

伊豆・熱海に詳しい JR 東日本の社員がライターとなり、伊豆・熱海の魅力を随時発信します!

URL:[JRE MALL Media 伊豆・熱海観光](#)



JRE MALL Media 記事

(5)地域の方が教えるリアルな観光情報

伊豆・熱海で暮らす人や働く人が普段から足を運んでいるスポットや、こっそり心を寄せているスポットについて「伊豆 navi」内にて口コミ形式で公開します。

①アクセス方法:2024年12月1日(日)以降、[伊豆 navi「口コミ情報」](#)内で公開します。

②対象エリア:キャンペーンエリアの13市町



口コミ画面

6. グループ会社との連携施策

JR 東日本の駅ビルでお買い物をしたお客さまにプレゼントが当たるキャンペーンを実施します。

(1)ルミネ新宿店・大宮店・北千住店

①開催期間:2024年12月1日(日)~2025年2月28日(金)
※店舗により異なります。

②対象者:ルミネのアプリ「ONE LUMINE」にて対象の3店舗のいずれかを「よく行くルミネ」に登録し、「ONE LUMINE」に連携しているルミネカードで期間中に5,000円以上(税込・対象店舗での合算のみ可)をご購入されたお客さま

③応募方法:ルミネのアプリ「ONE LUMINE」の応募フォームより応募

④プレゼント:伊豆エリアの宿泊券や観光施設入場券等が当たります。

⑤当選発表:2025年3月下旬頃

わたしらしくをあたらしく
LUMINE

(2)アトレ川崎店

①開催期間:2025年1月14日(火)~2月16日(日)

②対象者:LINE エントリー+アトレ公式 LINE との ID 連携(JRE POINT バーコード登録)し、アトレ川崎館内の JRE POINT が貯まるショップで 10,000 円以上(税込・合算可)ご購入いただいたお客さま

③プレゼント:伊豆エリアの宿泊券や観光施設入場券等が当たります。

④当選発表:2025年2月下旬

※当選者の発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。

(3)お得な JR 東日本びゅうダイナミックレールパック(JR+宿泊)

◆伊豆・熱海「惚れ旅」クーポン

①予約期間:2024年10月21日(月)~12月31日(火)

②出発対象期間:2024年12月1日(日)~2025年1月31日(金)の平休日
※祝前日12月31日、1月12日を除く

③宿泊対象期間:2024年12月1日(日)~2025年1月31日(金)

④割引額:申込1件あたり5,000円

⑤配布枚数:100枚 ※配布枚数が上限に達し次第、終了

⑥詳細:[びゅうトラベルホームページ](#)

◆「惚れ旅」プラン

①予約期間:各施設、準備出来次第順次予約開始できます。

②出発対象期間:2024年12月1日(日)~2025年2月28日(金)

③特典内容:ドリンク1杯付きやオリジナルグッズ付きなど宿泊施設により特典内容は異なります。

④その他:上記5,000円OFFクーポンの併用可能

⑤詳細:[びゅうトラベルホームページ](#)

※施設によってプラン名称は異なります。

(4) 駅たびコンシェルジュ横浜にてサフィール踊り子号 PR イベント

サフィール踊り子号の乗務員と車内販売スタッフがサフィール踊り子号の魅力についてご紹介いたします。また、駅たびコンシェルジュ各店舗で中継を行うほか、イベントの参加者には **プチプレゼント** を差し上げます。

①日時:2025年1月18日(土) 1回目11:00~ 2回目14:00~

②募集人数:各15名

③中継箇所:駅たびコンシェルジュ青森…11:00~、14:00~

駅たびコンシェルジュ山形…11:00~

駅たびコンシェルジュ福島…14:00~

④申込方法:[クービック予約システム](#)

[TOPに戻る](#)

7. インバウンド

(1)台湾市場向け

伊豆・熱海重点販売の開催に合わせ、台湾市場でも伊豆・熱海エリアのプロモーションを展開します。創造旅行社股份有限公司を含む、台湾主要旅行 AGT からサフィール踊り子や伊豆・熱海エリアの各観光地を目的地とした旅行商品ラインナップを強化するほか、台北国際旅行博(2024年11月1日~4日)でも旅行商品の発売を予定しております。

(2)タイ市場向け

(株)JR 東日本びゅうツーリズム&セールスや地域の皆さまと協業で、タイ FIT 旅行者の誘客強化に繋げるため、特急「踊り子」沿線のタイメディア FAM ツアー・情報発信を実施します。

(3)シンガポール市場向け

海外のお客さまに人気のある河津桜シーズンである2月に、JAPAN RAIL CAFE シンガポールにて、マンスリープロモーションを実施します。期間中、JR 東日本グループの訪日リピーター向け会員組「JAPAN RAIL CLUB」会員向けに、シンガポールで JR 東日本グループが運営する「One&Co」にて伊豆・熱海を PR するイベントを開催します。

(4)「JAPAN RAIL CLUB」会員向けおみやげボックス(2月)での伊豆・熱海の魅力発信

「JAPAN RAIL CLUB」有料会員に向けて、伊豆・熱海の魅力あるお菓子や観光情報パンフレットを同梱したおみやげボックスを制作し、海外へお送りします。



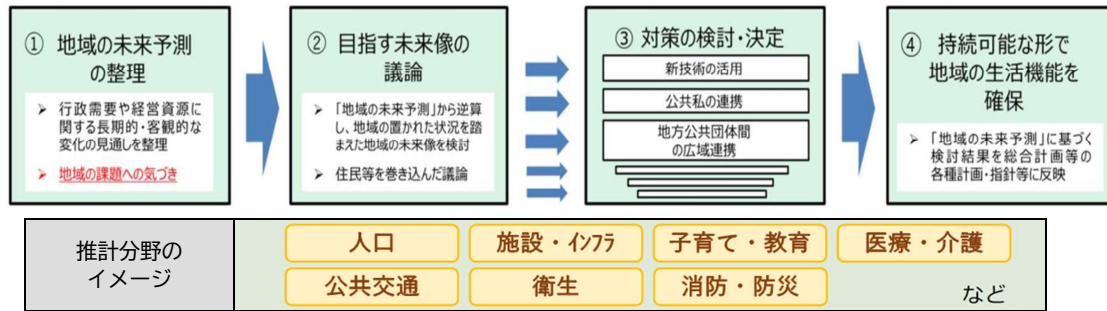
おみやげボックス(イメージ)

「地域の未来予測」を活用した議論の展開について

(賀茂地域局)

1 要旨

「人口減少に耐える地域」を目指すべく、賀茂地域における今後の行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化の見通しを地域の未来予測（推計データ）として整理し、広域連携を踏まえた目指す未来像の議論への展開に向けた取組を推進する。



2 推計データの整理

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口や各分野の統計資料等より、7分野14指標について推計データ作成ツールを使用し、各市町における2050年までの推計値を算出、取りまとめ中である。取りまとめ方法、推計分野・指標の追加については幹事会で検討していく。

(推計分野・指標)

分野	指標	
人口	将来推計人口	若年男女人口（20～39歳）
	将来推計人口（年齢構造の割合）	高齢化率（65歳以上）
	人口ピラミッド	75歳以上・85歳以上人口
	年少人口（0～14歳）	地域別人口（人口密度）
医療	医療需要・介護需要	
消防・防災	避難行動要支援者数	救急搬送人員
衛生	有収水量	ゴミ排出量
施設・インフラ	公共施設の経過年数	

3 今後の取組

推計データの整理に加え、以下取組について幹事会での検討・作業を進めていく。

(1) 「未来の分岐点」の分析（※ 別紙「目指す未来像の議論に向けて」参照）

限りある経営資源の中で、【いつまでに】【何を】優先的に取り組むことで、地域の可能性がどのようになるのか、外部の知見を活かした分析を実施。

(2) 地域事情三現ヒアリングの実施

三現主義に基づく地域住民へのヒアリングを実施。数値化しづらい要素（住民の感情や市町の文化的要素）等、定性的な情報を補完する。

令和6年度					令和7年度
11月	12月	1月	2月	3月	4～8月頃
← (幹事会での検討) →				連携会議 進捗報告	連携会議 で報告
「未来への分岐点」の分析					
地域事情三現ヒアリングの実施					

「目指す未来像の議論」に向けて

「地域の未来予測」

これまでの取組実施範囲

「地域の未来予測」の作成・整理

目指す未来像の議論

行政需要や経営資源に関する**長期的・客観的な変化の見通し**を推計

推計データによる
課題感への気づき

推計データを踏まえた
目指す未来像の議論

推計する
項目について

- ・ 将来推計人口をベース
- ・ **市町村が掲げる目標とは異なるもの**
- ・ **施策の効果等を極力取り除いた、**
可能な限り客観的に推計できる指標を採用

人口減少

少子高齢化

インフラの老朽

等々

資源制約の下で**何が可能**なのか

どのような未来を実現したいのか

課題感への気づきから、「目指す未来像の議論」に展開するには...



「いつまでに」「何を」優先的に取り組むべきか分析・検討する必要がある！

賀茂地域の「未来への分岐点」～シミュレーション・分析による地域の可能性～

これまでのデータ、指標の推移から指標同士の因果関係を数値化しシミュレーションすることで今後ありうる未来像（シナリオ）を算出し、そこから**「望ましい未来シナリオ」（展望）**を選定して、そこに到達するために重要となる要因を分析する。

○ 市町版「地域の未来予測」

将来の状況、課題感への気づき

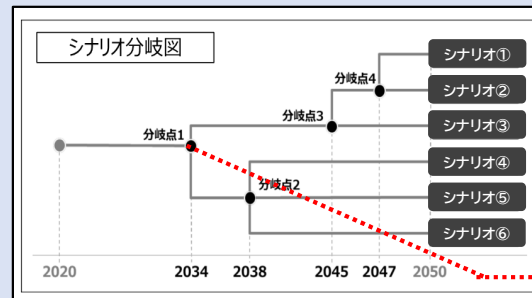
○ 地域事情三現ヒアリング

地域振興に積極的な人物等から、暮らす上で感じていること（課題や要望、取組など）を確認する。
数値化しづらい要素（住民の感情や市町の文化的要素）等の情報を把握



○ シミュレーションによる「未来への分岐点」の把握

シミュレーション結果を基に数通りのシナリオを算出し、**各シナリオに向かう分岐点（時期・要因）を分析**することで、**いつまでにどのような取組をすべきか**等を提示



各シナリオの評価

	財政	産業	防災	...
①	◎	○	○	△
②	○	×	◎	×
③	△	◎	△	○
④	×	×	◎	○
⑤	△	△	△	○
⑥	×	○	○	×

望ましいシナリオ[展望]

分岐要因分析
分岐における影響度が高いキーワードを抽出

指標名	感度
医療施設数	8.59
税金	1.27
知識・特技・体験など、学びの成果の地域への還元	1.21
住宅の増加(新增築家屋の棟数)	1.13
スポーツに取り組んでいる人の割合	1.11
自主財源額	1.06

●医療分野への支援
●財政の健全化
●に関連する指標の感度が高い



「いつまでに」「何を」優先的・重点的に取り組むべきか、「議論の方向性」が明確化！

公共交通の課題

人口減少
・高齢化

- 地域交通の「担い手」不足の深刻化
- 乗合バスや鉄軌道路線の減便・廃止
- 高齢者の運転免許証自主返納増加

「交通空白」発生

地域の関係者の連携・協働により、**地域交通のリ・デザイン**と地域の課題解決を進める



【過疎地・中山間地】

日常生活の足の確保が困難

【都市部・観光地】

時期や時間帯でタクシー不足



ライドシェアの必要性（公共ライドシェアと日本版ライドシェア）

- ・交通空白の解消に有効な対策の一つとして「公共ライドシェア」や「日本版ライドシェア」の取組が加速
- ・本県も地域課題に応じた「**公共ライドシェア**」の導入を促進

公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）

- ・バスやタクシーによって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村などが、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送
- ・「**交通空白地有償運送**」と「福祉有償運送」の2つを規定
- ・日本版ライドシェアの導入にあわせ運用が緩和

<交通空白地有償運送>

- 利用者** 地域住民・観光客
- 運送主体** 市町村、NPO法人等
- 使用車両** 自家用車（白ナンバー）
- ドライバー** 第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等



ノッカル庄内（浜松市）

県内**13**市町で取組推進中

日本版ライドシェア（自家用車活用事業）

- ・タクシー事業者の管理下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービス（令和6年4月運用開始）
- ・配車アプリ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、自家用車・一般ドライバーを活用して不足分を供給

▼全国の実施状況（都市部や観光地）

- 運行開始** 29地域、234自治体
- 許可済** 5地域、36自治体
- 申請中** 41地域、171自治体

（出典）国土交通省資料 第2回「交通空白」解消本部（令和6年9月4日）



東京（特別区・武三交通圏）

県内では**2**事業者が運行（静清交通圏）

県内自治体向けの説明会の実施

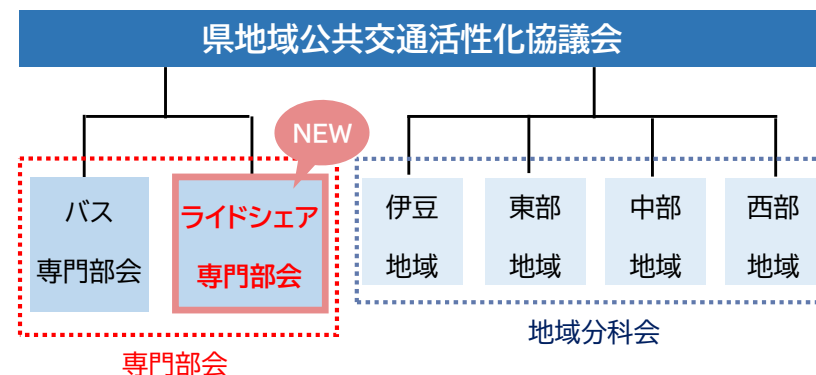
- 公共ライドシェアに関する最新情報を共有
- 県地域公共交通活性化協議会(6/18)
 - 市町及び交通事業者向けの説明会(7/30)
(県内35市町中29市町の担当者が参加)



▲7/30説明会（講師：(一社)全国自治体ライドシェア連絡協議会事務局長）

専門部会の設立

- 県地域公共交通活性化協議会の下に、「ライドシェア専門部会」を設置(9/11)
(構成員：静岡運輸支局、県内全市町、県タクシー協会、県バス協会、県)
- 元国土交通事務次官による講演会を実施
(内容：全国の導入事例や規制緩和の動き)



今後の方針

- ◆ 全国自治体ライドシェア連絡協議会とも連携しながらセミナーを開催し、制度理解の深化や全国の先行事例の情報共有等を図るとともに、市町へ助言等を行い、支援を行う。
- ◆ 日本版ライドシェアについても、国の動向を注視するとともに、タクシー業界等と情報交換を行いながら活用を検討していく。



▲9/11第1回ライドシェア専門部会(知事挨拶)

【参考】各市町における地域交通の課題等

市町	課題	現状・取組
下田市	地域交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスと民間バスとの連携が問題となっており利用者も減少している
東伊豆町	地域交通の確保・維持	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの車はあるが運転手不足のため、4～6台/日しか稼働せず、2時間待ちとなることもある。
河津町	地域交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの減便、廃線 ・運転手不足によるタクシー運行台数減少と17時以降運行がなく、住民生活だけでなく観光へも影響がでている。 ・オンデマンドの導入も検討しているが、システムの経費が高いことと、事業者の確保が課題となっている。
南伊豆町	地域交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自主運行バス、市町村運営有償運送バス、へき地患者輸送バスがあるが、どれも利用率が低迷している ・介護の移動支援は一定のニーズがある ・このことから公共交通と住民ニーズの間にミスマッチがあると思える ・オンデマンド型も考えているが、町内に事業者がないためどのように取りくめばいいか模索中 ・オンデマンド、ライドシェアを導入するにあたっては通学バスの確保をどうするのか ・自治体ライドシェアについては、双方がメリットがある仕組みにしないと持続可能にならないと思われるので、情報提供をお願いしたい ・マックスバリュの移動スーパーがどのような影響を与えるか
松崎町	公共交通の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの維持が困難で、自主運行バスの財政負担も限界にきている。 ・新たな公共交通のあり方を検討しているが打開策が見つからない。
西伊豆町	公共交通の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料高騰、観光での利用客減少などにより運行コストが増加し、路線バスの維持が困難な状況となっている。 ・町内にタクシー事業所がないため、路線バスの維持又は公共ライドシェア等による高齢者等の移動手段確保を求める声が多くなっている。

【参考】ライドシェア専門部会 講演を踏まえたアンケート（Q8抜粋）

市町名	地域交通の課題解決に向けて、①市長・町長はどのような意向をお持ちですか。 ②市長・町長から具体的にどのような指示を受けていますか。
下田市	①新庁舎へのアクセスの向上や駅周辺の市中心部の移動の効率化を図るため、既存路線バスの見直しなど交通サービスを一体機能させる方策を検討。 ②現時点において、特段具体的な指示は出ていない。
東伊豆町	①積極的 ②導入済みの「ノッカルひがしいず」について、制度の周知、ドライバーの確保、利便性向上を求められている。
河津町	①町の交通状況に適しているのか、ライドシェアをするべきか適切に判断したい。 ②具体的な指示は受けていないが、ライドシェアの知識・情報を収集するべきだと考えている。
南伊豆町	①近隣市町も参考に検討をしている段階 ②住民共助型の運送システム等を検討している旨の話があった。
松崎町	①課題整理をした上で、町に合った地域交通施策を進め、必要な施策を検討してほしい。 ②現状および課題の把握を行い、町に合った地域交通施策を進めること。
西伊豆町	①住民の移動手段を確保するために地域公共交通は必要だが、もっと利用者が増加するよう、ニーズにあった取り組みをするべき。 ②具体的な指示は受けていません。

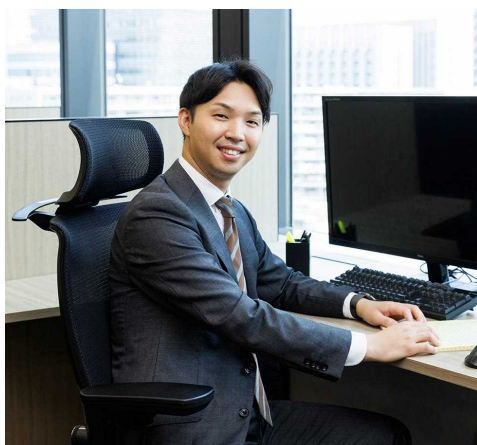
ライドシェアの制度とこれから

法律事務所ZeLo・外国法共同事業 弁護士
((一社) 全国自治体ライドシェア連絡協議会 参与)
真下 敬太

2024.11.1

ZeLo

自己紹介



真下 敬太 Keita Mashita

法律事務所ZeLo・外国法共同事業 弁護士

- ✓ 2016年名古屋大学法学部卒業。
- ✓ 2018年弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
- ✓ 2019年森・濱田松本法律事務所入所。
- ✓ 2021年7月～2023年6月、国土交通省自動車局（現「物流・自動車局」）に
出向（旅客課専門官（併）保障制度参事官室企画調整官）し、ライドシェアや自動
運転に関するルール整備を含め自動車行政に広く従事。
- ✓ 2023年8月、法律事務所ZeLo参画。
- ✓ 2024年4月、国土交通省総合政策局デジタルアドバイザー（法務）

主な取扱分野

自動車/モビリティ

自動運転

MaaS

M&A

ジェネラル・コーポレート

訴訟/紛争解決

目次

1. ライドシェアに関する基本的な制度枠組み
2. 制度の変遷
 - (1) これまでの経緯
 - (2) 公共ライドシェア
 - (3) 日本版ライドシェア
 - (4) 許可・登録不要の運送（共助型運送）
3. ライドシェアのこれから

目次

1. ライドシェアに関する基本的な制度枠組み
2. 制度の変遷
 - (1) これまでの経緯
 - (2) 公共ライドシェア
 - (3) 日本版ライドシェア
 - (4) 許可・登録不要の運送（共助型運送）
3. ライドシェアのこれから

ライドシェアとは何か

- 「ライドシェア」=ライドシェアリング（Ride-sharing）の略称
- その意味は文脈に応じて様々だが、国土交通省国土政策研究所による分類は以下のとおり。

	概要	代表的なサービス
営利型 ライドシェア	ドライバーがアプリ等を用いた仲介により他人を有償で自分の車に乗せて運送すること	日本版ライドシェア（日本） Uber（アメリカ） Lyft（アメリカ） DiDi（中国） GoJek（インドネシア） Grab（シンガポール）
非営利型 ライドシェア	ドライバーがアプリ等を用いた仲介により他人を無償又はガソリン代等コストの範囲内で自分の車に同乗させること	notteco(日本) Bla Bla Car（フランス）

出典：国土交通省 国土交通政策研究所「国土交通政策研究第148号『運輸分野における個人の財・サービスの仲介ビジネスに係る国際的な動向・問題点等に関する調査研究』（2018年6月）2～3頁を参考に作成

ライドシェアに関する日本の法規制（営利型ライドシェア）

- 営利型ライドシェアを許可等なく行うことは、違法な「白タク」行為として道路運送法により認められていない。同法の規制の概要は以下のとおり。

【旅客自動車運送事業（バス・タクシー事業）の許可】

- ✓ 旅客自動車運送事業を行うためには、国土交通大臣の許可が必要（道路運送法4条1項、43条1項）
- ✓ 運転者は、二種免許保有等の要件を満たす必要あり（同法25条等）
- ✓ 事業者は、運行管理者の選任等の安全・利用者保護の体制を整備する必要あり（同法23条1項、27条1項等）

【自家用車による有償運送の原則禁止】

- ✓ 自家用車による有償運送は原則禁止（道路運送法78条本文）
- ✓ 例外として、以下の場合には有償運送ができる（同条各号）
 - ・ 災害のため緊急を要するとき（1号）
 - ・ 市町村、NPO法人等が国土交通大臣の登録（79条）を受けて行うとき（自家用有償旅客運送）（2号）
⇒いわゆる**公共（自治体）ライドシェア**
 - ・ 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して行うとき（3号）
⇒いわゆる**日本版ライドシェア（自家用車活用事業）等**

ライドシェアに関する日本の法規制（非営利型ライドシェア）

- 非営利型ライドシェアは、「有償」での運送に該当しない場合には、旅客自動車運送事業の許可や自家用有償旅客運送の登録は不要
- 「有償」= **運送サービスの提供に対する反対給付として財物を収受**すること
- 「有償」での運送に該当しない場合の具体例は以下のとおり。

【謝礼の収受】

- ✓ 社会通念上常識的な範囲の謝礼の収受（但し、利用者に強く謝礼を促す場合等には謝礼とは認められない）

【実費の範囲内での収受】

- ✓ 実費（運送に必要なガソリン等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、一部の保険料、当該運送を行うために発生したレンタカー代）の収受

【施設利用者等の無料送迎】

- ✓ デイサービス等／ホテル・旅館／ツアー事業者が、利用者／宿泊者／ツアー参加者を対象に行う無料送迎

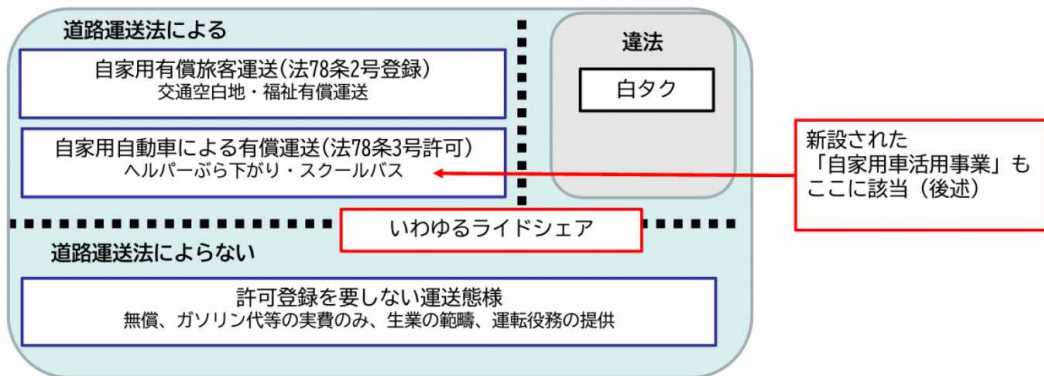
出典：物流・自動車局旅客課長通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日付国自旅第359号）を参考に作成

ライドシェアの概念整理

そもそもライドシェアとは

- 自治体や事業者、一般者からの相談・苦情
「ライドシェアやりたい」
「ライドシェアはいいのかわかるのか」
「ライドシェア断固反対」

→そもそもあなたの言う「ライドシェア」って？
まずは、お互いの認識の一致が重要



【参考】道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）
（有償運送）

- 第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
- 一 災害のため緊急を要するとき。
 - 二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
 - 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

1. ライドシェアに関する基本的な制度枠組み

2. 制度の変遷

(1) これまでの経緯

(2) 公共ライドシェア

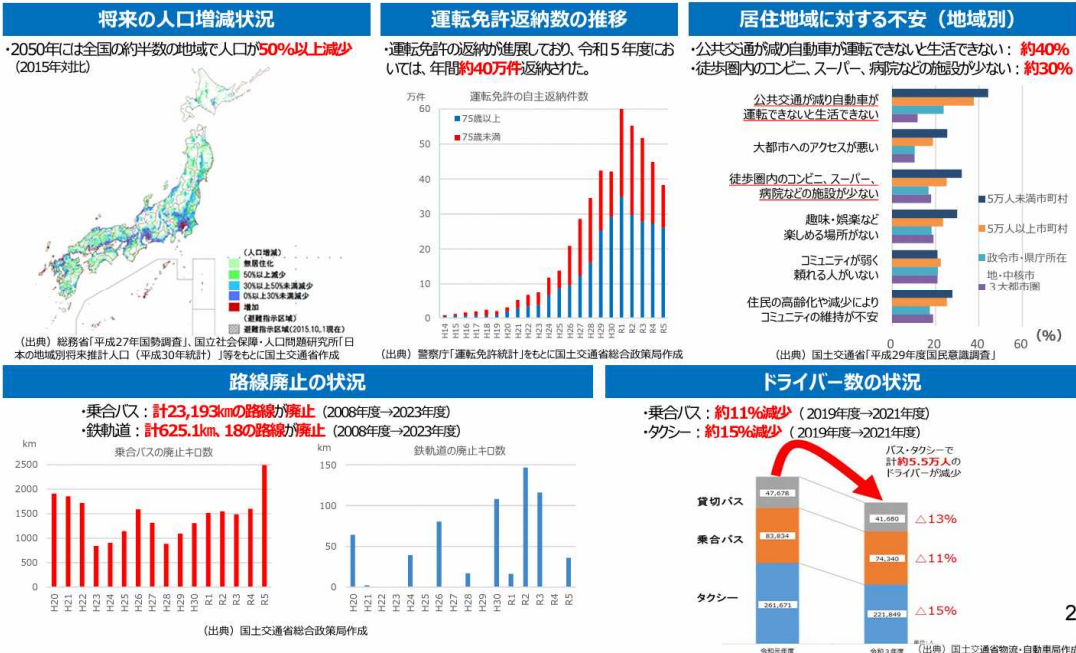
(3) 日本版ライドシェア

(4) 許可・登録不要の運送（共助型運送）

3. ライドシェアのこれから

地域交通の現状

- 人口減少及び高齢化が全国的に進む中、免許返納した高齢者をはじめ移動手段の確保に対する不安が高まっている。
- 一方、乗合バス・鉄軌道路線の減便・廃止やバス・タクシードライバーの減少が進み、公共交通の確保は危機的な状況。



ラストワンマイル・モビリティ検討会の開催

令和4年度第3回（第22回）（令和5年1月17日）
交通政策審議会 交通体系分科会 地域公共交通部会 中間とりまとめ（素案）

【制度面の対応】

「公共交通が不十分な地域等における、持続可能で利便性の高いタクシーや自家用有償旅客運送等の確保に向けた制度・運用の改善を検討」

基本的な考え方

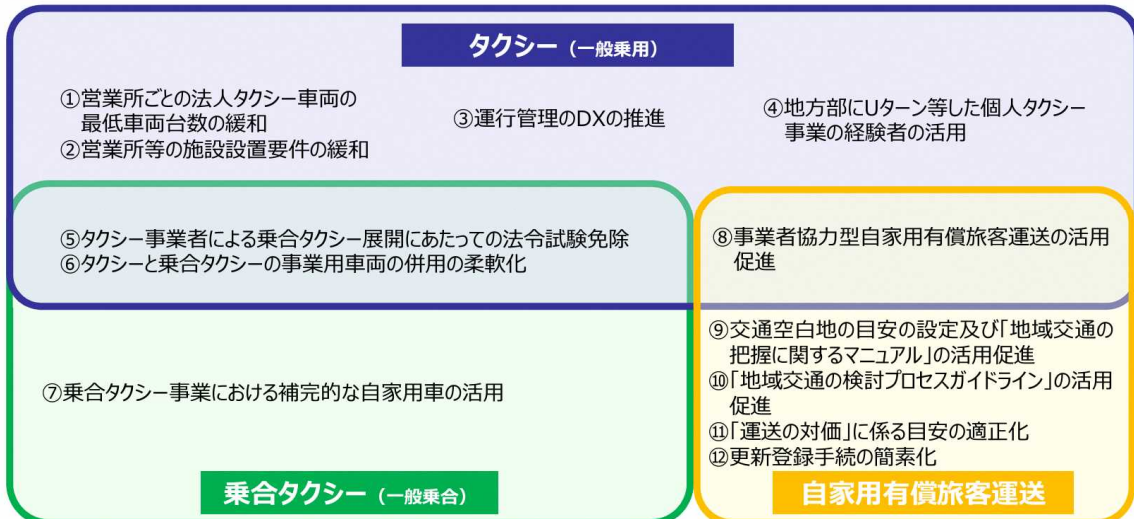
- 輸送人員の減少により公共交通機関が立ち行かなくなっている中においても、日常生活、観光・ビジネス目的の来訪等による「ラストワンマイル・モビリティ」(*)の移動需要は依然として大きい。しかし、各地でその需要に応えられていない。
※ 移動需要に対して十分な交通サービスが存在しないエリアにおいて、鉄道・路線バス等の基幹交通への接続や日常生活拠点や観光施設までの移動に使われるモビリティで、タクシー、乗合タクシー等によって担われている。
- 運転者等の人手不足は深刻である。それぞれの輸送資源を総動員することはもとより、各輸送形態においても、デジタル技術を最大限活用したDXによる効率的な運送により、人手不足をカバーしていく必要がある。
- 昨今、公共交通におけるカーボンニュートラルの社会的要請が高まっている。地域の公共交通においても、そのような要請に応え、持続可能な移動手段を提供するためのGXが重要となっている。

検討の方向性

- 幅広く現場の意見を聞きながら、
 - ① ラストワンマイル・モビリティ（タクシー、乗合タクシー等）の課題を整理し、総合的に制度・運用の改善を検討するとともに、
 - ② 自動車DX・GXに関する活用方策を検討するため、今般、「ラストワンマイル・モビリティ／自動車DX・GXに関する検討会」を立ち上げる。

ラストワンマイル・モビリティ検討会におけるとりまとめ（2023年5月）

- 交通不便地域における持続的で利便性の高い交通サービスの実現には、**タクシーや乗合タクシー**がそれぞれの**守備範囲を広げ、輸送力を強化するとともに、地域の実情に応じた交通サービスを選択しやすくするような制度・運用の改善**が必要。
- また、**自家用有償旅客運送**により、タクシーや乗合タクシーを補完する際には、**円滑に導入ができ**、自家用有償旅客運送による**交通サービスが持続的なものとなるような制度・運用の改善**が必要。



※その他、これらに加えてタクシー事業等のDX・GXの推進や快適で働きやすい職場環境の整備等についても取り組んでいく。

菅元総理の発言

2023年8月19日、長野市内の講演において、菅元総理は以下のようにライドシェアについて前向きな発言

党内にもいろいろな意見があるが、これだけ人手不足だと必要かなと思う。議論していきたい。

出典：FNNプライムオンライン「菅前首相が「Uber」などのライドシェア「解禁」に意欲 外国人観光客増でタクシー不足」（最終閲覧日：2024年10月30日）

全国の首長からの声

「首長の会」の声が政府方針へ（R5.12.20デジタル行財政改革会議）

首長の会の政策提言(10/17,11/13)

① タクシー運転手減少
② 地域・時期・時間の交通空白
③ 地域住民・観光客の移動手段の不足

政府方針(12/20公表)

地域の自家用車・ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする制度を導入

ご意見 ①移動需要は変動性が高く、タクシー不足が顕在化しているケースがある
②安全を確保しつつ、ドライバー不足を補完できるように、新たな制度を創設が必要
③実効性あるドライバー確保を可能にするため、様々な働き方ができるように
④新たな事業者が参入できるようにする

改革内容 ①自家用車・ドライバーを活用して「タクシーが不足する地域・時期・時間帯」特定
②「地域・自家用車・ドライバー」を活用し、タクシー事業者の一環として運送サービスを提供する
③安全の確保を前提に「労働条件に高い手厚確保」を推進する
④既存のタクシー事業者以外の新たな事業者「新規参入」を促す

実施時期 年度内に制度を創設し、速やかに実施
上記の制度設計と併せて検討

【制度①】道路運送法第78条第2号「自家用有償旅客運送」の制度創設について

全国の首長から寄せられた意見を元に、現在の課題を整理し、下記のとおり課題の解消を求め、対応策を提示する。

① 現状の課題 ② 課題解消(案) ③ 実現可能性・地域づくり

① 現状の課題
・タクシードライバー等の運転手不足が深刻。タクシーやバス等の自減少に伴って、タクシードライバー等の不足が顕著化している。
・タクシードライバー不足により、地域住民や観光客の移動手段が不足している。
・人口減少による担い手不足、利用客不足

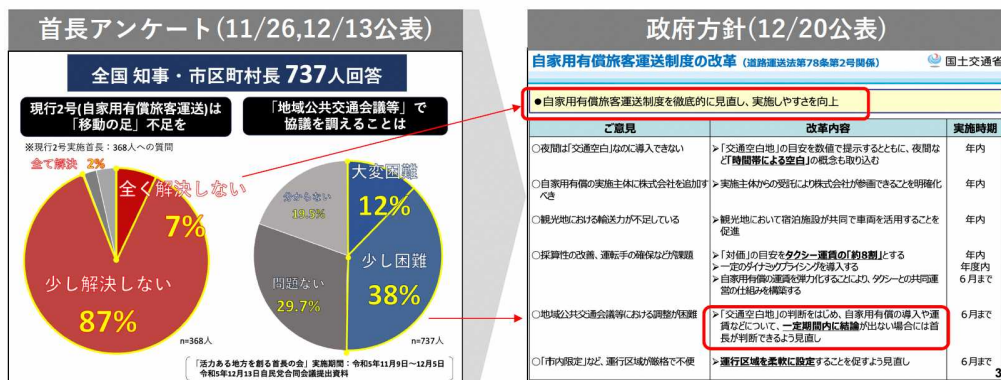
② 課題解消(案)
・タクシードライバー等の不足を補完するため、自家用車・ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする制度を導入する。
・「地域・自家用車・ドライバー」を活用し、タクシー事業者の一環として運送サービスを提供する。
・安全の確保を前提に「労働条件に高い手厚確保」を推進する。
・既存のタクシー事業者以外の新たな事業者「新規参入」を促す。

③ 実現可能性・地域づくり
・タクシードライバー等の不足が顕著化している地域において、自家用車・ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする制度を導入する。
・「地域・自家用車・ドライバー」を活用し、タクシー事業者の一環として運送サービスを提供する。
・安全の確保を前提に「労働条件に高い手厚確保」を推進する。
・既存のタクシー事業者以外の新たな事業者「新規参入」を促す。

「地域の首長のリーダーシップの下で」地域公共交通制度を見直すことが可能に

- 従来¹⁾の自家用有償旅客運送制度（道路運送法第78条第2号）について、移動の足の確保に係る地方自治体の責務に照らして様々な障害があるとの地域の声を踏まえ、2023年内から使い易い制度へ大幅に改善していく。

「デジタル行財政改革中間とりまとめ（案）」（令和5年12月20日、第3回デジタル行財政改革会議、資料15）5頁
https://www.cas.go.jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kaigi3/kaigi3_siryou15.pdf



※「地域公共交通会議等」における調整困難な実態の改善案
 →「一定期間内に結論が出ない場合には首長が判断できるよう」見直すことが明示される。

目次

1. ライドシェアに関する基本的な制度枠組み

2. 制度の変遷

(1) これまでの経緯

(2) 公共ライドシェア

(3) 日本版ライドシェア

(4) 許可・登録不要の運送（共助型運送）

3. ライドシェアのこれから

公共ライドシェアの運用改善①

「時間帯による空白」の概念の取込み

○ 「交通空白地」の目安を数値で示すとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念を通過上明記

夜間になると公共交通機関の運行が無くなる

「対価」の目安の見直し

○ 対価の目安を地域のタクシー運賃の「約8割」とすることを通過上明記

約8割

タクシーの総括原価

株式会社が参画できることの明確化

○ 交通空白地有償運送の実施地域において、自治体等実施主体からの受託により、株式会社の参画が可能であることを通過上明記

株式会社

実施主体への協力

自治体等の実施主体

観光地における宿泊施設の車両の共同使用の促進

○ 宿泊施設が所有している車両について、使用されていない時間帯に自治体等自家用有償旅客運送の実施主体に提供し、ホテル間の運送や地域住民等の運送に活用することが可能であることを通過上明記

HOTEL

車両・ドライバーの提供

自治体等の実施主体が運行

SHOP

ZeLo 本資料は貴社の便宜のためにのみ提供されるものであり、法律事務所ZeLo・外国法共同事業の書面による事前の合意なしに複製・転載を禁じます。出典：一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会「公共ライドシェア」アドバイザー養成講座・第1回セミナー資料より抜粋 ©2024 法律事務所ZeLo・外国法共同事業。All rights reserved.

公共ライドシェアの運用改善②

地域公共交通会議の運営手法の見直し

○ 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通過上明記する。

<従前のプロセス>

首長から交通事業者に対して移動ニーズに対応した交通に関する提案を募集

【2ヶ月】交通事業者から提案あり

【2ヶ月】交通事業者から提案なし

【最長4ヶ月】自家用有償旅客運送の検討

【数ヶ月】自家用有償旅客運送の開始

結論に至らなかった場合

【数ヶ月】自家用有償旅客運送の開始

<今後のプロセス>

首長から地域公共交通会議に対して自家用有償旅客運送の導入を提案

【2ヶ月程度】自家用有償旅客運送の開始等

タクシーとの共同運営の仕組みの構築

○ タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通過上明記する。

タクシー事業者

市町村・NPO等

タクシーサービス

運行管理

車両整備管理

タクシー運賃と開帳

利用者

運送区域の設定の柔軟化

○ 運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内であればよいことを通過上明記する。

Super-Market

【介護施設】

【ズンバ】

【病院】

【A市】

【B市】

ダイナミックプライシングの導入

○ 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通過上明記する。

- 通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- 手法としては、
 - 対価の額をリアルタイムに変動させる
 - 対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
- 一定期間に収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内でなければならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

ZeLo 本資料は貴社の便宜のためにのみ提供されるものであり、法律事務所ZeLo・外国法共同事業の書面による事前の合意なしに複製・転載を禁じます。出典：一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会「公共ライドシェア」アドバイザー養成講座・第1回セミナー資料より抜粋 ©2024 法律事務所ZeLo・外国法共同事業。All rights reserved.

1. ライドシェアに関する基本的な制度枠組み

2. 制度の変遷

(1) これまでの経緯

(2) 公共ライドシェア

(3) 日本版ライドシェア

(4) 許可・登録不要の運送（共助型運送）

3. ライドシェアのこれから

日本版ライドシェアの概要

- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業を創設。
- タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して不足分を供給。



1. アプリデータに基づき不足車両数を算出し、自家用車活用事業を行う地域

東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま（県南中央）、千葉、大阪、神戸、広島、福岡（12地域）

2. 大都市部以外の地域

1. 以外の地域においては、簡便な方法により不足車両数を算出し、事業の実施が可能。

※金曜日・土曜日の16時から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす

※自治体が曜日・時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合、その内容を不足車両数とみなす

※当該自家用車を活用して、データの収集及び不足車両数の検証を行った上で、上記の暫定的な不足車両数を見直す
軽井沢町、金沢、富山、静岡、さいたま（県南東部、県南西部）、志摩市、水戸、青森、岐阜、石垣島（11地域）

営業区域ごとの不足車両数（3/13・4/26公表分）

営業区域名 対象市 (登録車両数)	車両数が不足する曜日及び時間帯 (最小マッチング率)	不足車両数	営業区域名 対象市 (登録車両数)	車両数が不足する曜日及び時間帯 (最小マッチング率)	不足車両数	
特別区・武三 特別区、武蔵野市、三鷹市 (26,983台)	月～金 : 7時台～10時台 (78%)	1780台	札幌 札幌市、江別市、北広島市ほか (4,499台)	土日 : 1時台～4時台 (73%)	110台	
	金土 : 16時台～19時台 (85%)	1100台		仙台市 仙台市 (2,245台)	金土 : 16時台～19時台 (84%)	50台
	土 : 0時台～4時台 (66%)	2540台			金土 : 0時台～3時台 (76%)	30台
	日 : 10時台～13時台 (88%)	270台			県南中央 さいたま市、川口市ほか (2,400台)	火～金 : 0時台～5時台 (75%)
京浜 横浜市、川崎市、横須賀市ほか (6,734台)	金土日 : 0時台～5時台 (68%)	940台	金土日 : 17時台～翌6時台 (42%)	580台		
	金土日 : 16時台～19時台 (82%)	480台	千葉 千葉市、四街道市 (1,195台)	土日 : 0時台～3時台 (59%)	110台	
名古屋 名古屋市、瀬戸市、日進市ほか (5,210台)	金 : 16時台～19時台 (87%)	90台		大阪市域 大阪市、豊中市、東大阪市ほか (12,181台)	土 : 0時台～3時台 (75%)	420台
	土 : 0時台～3時台 (67%)	190台	金土 : 16時台～19時台 (85%)		240台	
京都市域 京都市、宇治市、長岡京市ほか (5,574台)	月水木 : 16時台～19時台 (81%)	200台	神戸市域 神戸市、尼崎市、西宮市ほか (4,772台)	水金 : 0時台～3時台 (86%)	100台	
	火～金 : 0時台～4時台 (80%)	200台		金土 : 17時台～翌5時台 (67%)	510台	
	金土日 : 16時台～翌5時台 (63%)	490台	広島 広島市、廿日市市ほか (2,682台)	月～木 : 16時台～19時台 (76%)	100台	
福岡 福岡市、春日市、大野城市ほか (4,415台)	月～木 : 16時台～19時台 (81%)	200台		金土 : 16時台～翌3時台 (58%)	220台	
	火～金 : 0時台～4時台 (80%)	200台	日 : 16時台～20時台 (77%)	70台		
	金土日 : 16時台～翌5時台 (63%)	490台	月～木 : 16時台～21時台 (74%)	220台		
			金土 : 16時台～翌5時台 (54%)	520台		
			日 : 15時台～21時台 (67%)	230台		

出典：国土交通省ウェブサイト「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）関係情報」
 「◆営業区域ごとの不足車両数」より抜粋（最終閲覧日：2024年10月29日）

日本版ライドシェアの実施例

東京（特別区・武三交通圏）	大阪（大阪市域交通圏）
<p>〈稼働可能時間〉 月～金：07時台～10時台 金土：16時台～19時台 土：0時台～4時台 日：10時台～13時台</p> <p>〈許可事業者〉99者/111者</p> <p>〈ドライバー数〉1,973人</p> <p>〈稼働台数〉15,164台</p> <p>〈運行回数〉94,032回 ※8月11日時点</p> 	<p>〈稼働可能時間〉 土：0時台～3時台 金土：16時台～19時台</p> <p>〈許可事業者〉26者/34者</p> <p>〈ドライバー数〉337人</p> <p>〈稼働台数〉620台</p> <p>〈運行回数〉2,980回 ※8月11日時点</p> 
長野（軽井沢町）	石川（金沢交通圏）
<p>〈稼働可能時間〉 主に金土日及び祝日の午後</p> <p>〈許可事業者〉4者/4者</p> <p>〈ドライバー数〉24人</p> <p>〈稼働台数〉137台</p> <p>〈運行回数〉882回 ※8月11日時点</p> 	<p>〈稼働可能時間〉 金土曜の午後4時～翌午前6時</p> <p>〈許可事業者〉7者/8者</p> <p>〈ドライバー数〉31人</p> <p>〈稼働台数〉80台</p> <p>〈運行回数〉373回 ※8月11日時点</p> 

実施地域：＜大都市部＞東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま（県南中央）、千葉、大阪、神戸、広島、福岡（12地域）
 ＜その他地域＞軽井沢町、金沢、富山、静岡、さいたま（県南東部、県南西部）、志摩市、水戸、青森、岐阜、石垣島（11地域）

ドライバー数：3,943人 許可事業者数：426事業者 ※8月11日時点

国土交通省「交通空白」解消本部の設置

- 全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて早急に対応していくため、国土交通省「交通空白」解消本部を設置した（令和6年7月17日）。
- 当該本部のもと、自治体・交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取り組みを進める。

国土交通省「交通空白」解消本部	
目的	構成員
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の足対策 全国の自治体において、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等（以下、タクシー等という）を地域住民が利用できる状態を目指す。○ 観光の足対策 主要交通結節点（主要駅、空港等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。	本部長 国土交通大臣 本部長代行 副大臣及び大臣政務官 副本部長 事務次官、技監及び国土交通審議官 本部長 官房長、公共交通政策審議官、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、観光庁長官、地方運輸局長等 ※事務局：総合政策局 公共交通政策部門、物流・自動車局及び観光庁
取組事項とスケジュール	
①日本版/公共ライドシェアの取組に未着手の自治体（約600）への伴走支援 → 約600自治体においてタクシー等を利用可能に ※日本版/公共ライドシェアを実施済み/実施に向けて準備中の約1100自治体を除く自治体	
②主要交通結節点（約700）の2次交通アクセス向上支援 → 約700交通結節点においてタクシー等を利用可能に R6.9 特に先行的に解決する必要性が高い自治体や交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施/準備されていることを目指す→公表 R6.12 上記以外の自治体・交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施/準備されていることを目指す →公表	
③「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及 R6.9 バージョンアップ 第1弾のとりまとめ（天候・大規模イベント等への対応等） R6.12 バージョンアップ 第2弾のとりまとめ（新たなダイナミックプライシングなどの運賃料金の多様化等）	
開催状況	
R6.7.17	第1回「交通空白」解消本部
R6.8.7	第1回「交通空白」解消本部 幹事会
R6.9.4（予定）	第2回「交通空白」解消本部

「交通空白」解消のための方策

地域の足対策

- 日本版/公共ライドシェアの取組が遅れている自治体への伴走支援

【取組の例】

- ・タクシーの利便性向上（ドライバーの増加、営業区域の柔軟な運用など）
- ・乗合タクシーの更なる普及促進
- ・日本版ライドシェアや公共ライドシェアを導入
- ・自治体とタクシー事業者が公共ライドシェアを共同で運営

観光の足対策

- 主要交通結節点の2次交通アクセス向上支援

【取組の例】

- ・交通結節点へのタクシー等の計画的な配車
- ・一次交通事業者の協力も含めたタクシー等の予約環境の整備（特急列車車内や航空機搭乗時におけるタクシー等の予約サービスの実施等）
- ・タクシー等のサイネージ、案内の掲出
- ・乗合タクシーの更なる普及促進、日本版ライドシェアや公共ライドシェアの導入

日本版ライドシェア等のバージョンアップと全国普及

- バージョンアップ第1弾

- ・天候、大規模イベント等への対応
- ・台数制限の緩和
- ・貨客混載、協議運賃の導入
- ・5%ルール適用時間拡大
- ・マッチング率の算定方法合理化

- バージョンアップ第2弾

- ・新たなダイナミックプライシングなど運賃料金の多様化
- ・タクシー以外の運送事業者（バス、鉄道等）の参入促進
- ※交通政策審議会自動車部会にて検討

日本版ライドシェアのバージョンアップ

R6年7月	8月	9月	10月	11月	12月
▼雨天時における供給車両数・時間帯の拡充 (6/28)					
	▼酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充 (8/2)				
	▼イベント時における供給車両数・時間帯の拡充 (8/2)				
		▼災害時・復旧復興時における活用 (9/4)			
		▼配車アプリが普及していない地域での導入 (9/4)			
		▼貨客混載の導入 (9/4)			
		▼協議運賃の導入 (9/4)			
		▼大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充 (9/4)			
		▼マッチング率の算定方法の改善について (9/4)			
	▼新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化の検討 (8/6～)				▼とりまとめ
		▼タクシー以外の交通事業者 (バス、鉄道等) の参入の検討 (8/27～)			▼とりまとめ

第1弾とりまとめ

第2弾とりまとめ

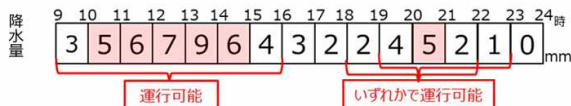
雨天時における供給車両数・時間帯の拡充

- 雨天時においては移動需要が大きくなるため、**一定の降水量（1時間5mm以上の降水量）が予報される時間帯及びその前後**に、日本版ライドシェアの**供給車両数を拡充**する。

時間帯の拡充

降水量の予報が1時間5mm以上となる時間帯及びその前後の1時間

※時間帯が3時間以下となる場合には、前後を含めて、計4時間までの稼働が可能



供給車両数の拡充

【通常稼働していない時間帯】

各営業区域において使用できる**最大車両数まで**を使用可能とする。

【通常稼働している時間帯】

各営業区域において使用できる**最大車両数の2倍まで**を供給可能とする。

対象の営業区域

大都市部（12地域）

酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充

- 夏季においては移動需要が大きくなるため、**酷暑（気温が35℃以上）**が予報される**時間帯及びその前後**に、日本版ライドシェアの**供給車両数を拡充**する。

時間帯の拡充

気温の予報が35℃以上となる時間帯及びその前後1時間

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
気温	32.6	34.0	35.1	36.8	37.4	36.3	34.6	33.8	33.2	

運行可能

供給車両数の拡充

【通常稼働していない時間帯】

各営業区域において使用できる**最大車両数まで**を使用可能とする。

【通常稼働している時間帯】

各営業区域において使用できる**最大車両数の2倍まで**を供給可能とする。

対象の営業区域

大都市部（12地域）

3

イベント時における供給車両数・時間帯の拡充

- イベント等一時的な移動需要の増加に対応し、**タクシーの営業区域外旅客運送制度の活用促進**及び**日本版ライドシェアの供給拡充**を実施する。

タクシーの営業区域外旅客運送による対応

イベント対応時において、道路運送法第20条第2号に基づく**営業区域外旅客運送制度の活用が可能**である旨を明確化。

日本版ライドシェアによる対応

日本版ライドシェアが導入されている地域において、**自治体又はイベント主催者からの要請**を踏まえ、**時間帯及び車両数を調整**。[※]

※時間帯及び車両数については、他の交通機関との役割分担を踏まえ、合理的に算出・調整。

5

災害時・復旧復興時における活用

- 地震や台風などの災害発生時や復旧過程において、**タクシーを補完**し、被災地における**輸送サービスを確保**するため、**日本版ライドシェアによる運送**を可能とする。

災害対応時における日本版ライドシェアの活用

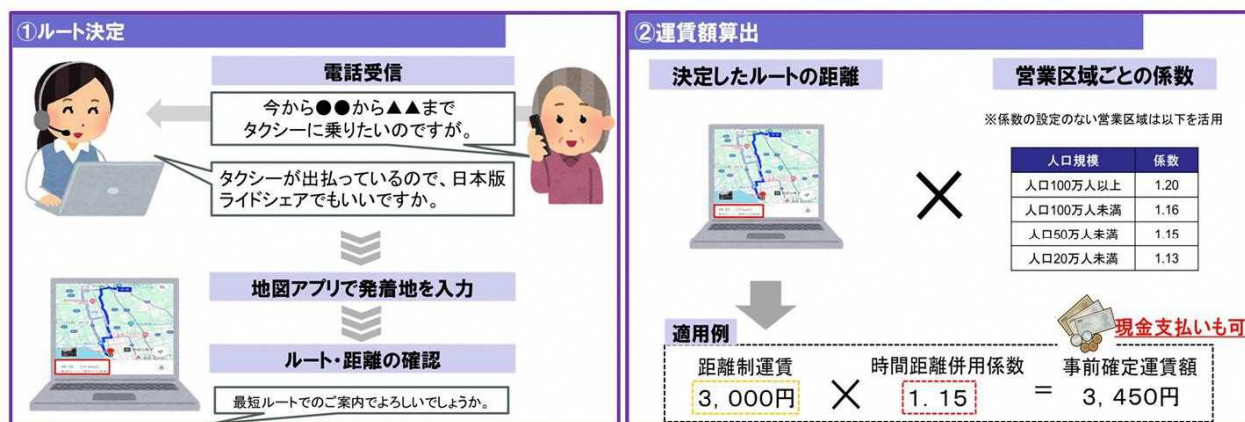
- 地震や台風等の災害発生時又は復旧過程で、タクシーが不足する場合において、安全が確保できることを前提に、**自治体等からの要請**を踏まえ、**車両数及び実施期間**を調整。
- 輸送ニーズを踏まえ、**時間制運賃**の適用が可能。
- 他の営業区域のタクシー会社による**応援**も可能。



6

配車アプリが普及していない地域での導入

- 配車アプリが普及していない地域でも、**日本版ライドシェアを導入**できるよう、**ガイドラインを策定**。



電話や現金支払いでも利用可能とすることにより、**地方部での普及**を促進

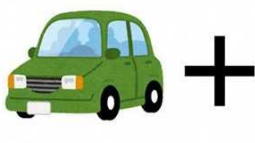
7

貨客混載・協議運賃の導入

- ・タクシーと同様、日本版ライドシェアについても、貨客混載の実施及び協議運賃の設定を可能とする。

貨客混載

- 地域の関係者と協議が調った場合に、バス・タクシー事業者が、貨物自動車運送事業の許可を得て、貨物運送を行うことが可能。
- 日本版ライドシェアにおいても同様に、**自家用車**を用いた**貨物の運送**を可能とする。



協議運賃

- タクシーについては、地域の関係者間による協議を経ることで、独自の運賃を設定することが可能(協議運賃)。
- 日本版ライドシェアについても、**協議運賃を設定**することができる。



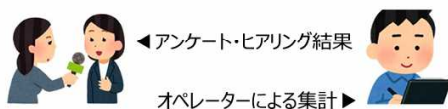
8

大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充

曜日・時間帯・台数制限の緩和

- 大都市部以外の地域において、日本版ライドシェアを実施しようとするタクシー事業者の申し出により、
 - ✓ 曜日・時間帯の拡大
 - ✓ 供給車両数の拡大（現在は、原則タクシー台数の5%まで→今後は、10%までに拡大）
 を可能とする。

(例) 大都市部以外の地域でのタクシー不足状況確認のイメージ



	金	土
9時	○	×
10時	下	正
11時	正	正

- タクシー事業者は実施状況のモニタリング※に必要なデータを提出し、供給過剰が発生するおそれがあると地方運輸局等が認める場合は**使用可能車両数を減車**する。
 - ※営業収入や実車率の変化等のモニタリング。

9

国土交通省の取組の方向性

- 「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」（議長：斉藤国土交通大臣）におけるとりまとめ（令和6年5月）を踏まえ、今後、交通空白地、地方中心都市、大都市などそれぞれの地域事情ごとに、「移動の足」の確保に向けた取組が求められる。
- その際、制度拡充された「公共ライドシェア」（自家用有償旅客運送）や、本年4月に創設された「日本版ライドシェア」など、地域交通を支える新しいツールなども積極的に導入し、「交通空白」を解消していく必要。

「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめ（令和6年5月）

A：交通空白地など	B：地方中心都市など	C：大都市など
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通事業者だけでは移動手段を十分に提供することが困難 <p>⇒ 地域の輸送資源の総動員・公的関与の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供されている公共交通と、各分野の送迎輸送との重複による需要の分散がみられ、将来的に公共交通の持続性が課題 <p>⇒ 地域の公共交通の再評価・徹底活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内外から多くのビジネス客・旅行者が訪問（一部時間帯・エリアでは供給が不足） <p>⇒ 利便性・快適性に優れたサービス提供を質・量ともに拡充</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 自家用有償旅客運送制度の見直し及び活用（道路運送法78条2号関係） 		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用（道路運送法78条3号関係）

自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）

- 市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する、**有償の旅客運送**。

- 省令において「**交通空白地有償運送**」及び「**福祉有償運送**」を規定。



自家用車活用事業（日本版ライドシェア）

- **タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービス**（令和6年3月創設）。

- タクシー配車アプリデータ等を活用して、**タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定**。



目次

1. ライドシェアに関する基本的な制度枠組み

2. 制度の変遷

(1) これまでの経緯

(2) 公共ライドシェア

(3) 日本版ライドシェア

(4) 許可・登録不要の運送（共助型運送）

3. ライドシェアのこれから

許可・登録不要の運送（共助型運送）の概要

- 許可・登録不要の運送（共助型運送）
＝「有償」での運送に該当しない範囲で行う運送
- 公共交通・公共ライドシェアを補完し、地域の移動資源の確保を進めるため、
2024年3月に通達（※）を見直し
※物流・自動車局旅客課長通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日付国自旅第359号）
- 道路運送法上の許可・登録を取得することなく行うことが可能
（ただし、他の交通モードとの関係性や、責任所在の明確化、安心・安全の確保には留意が必要）

許可・登録不要の運送（共助型運送）に係る通達の見直し

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

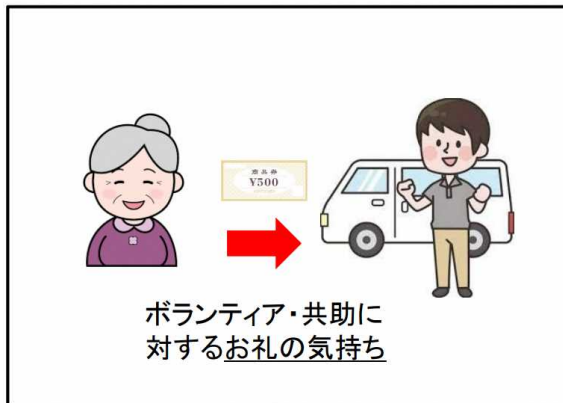
目次

- ①無償運送について
→ 新たに実費の対象として**保険料・車両借料**を追加しました。
- ②宿泊施設&介護施設の付随送迎
→ **商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記しました。
- ③ツアー&ガイドに係る付随送迎
→ **ツアーやガイドに付随して運送が可能**であることを明記しました。
- ④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合
→ **実費の収受が可能**であることを明記しました。
- ⑤地縁団体が行う運送サービス
→ **会費で行う運送サービスが可能**であることを明記しました。

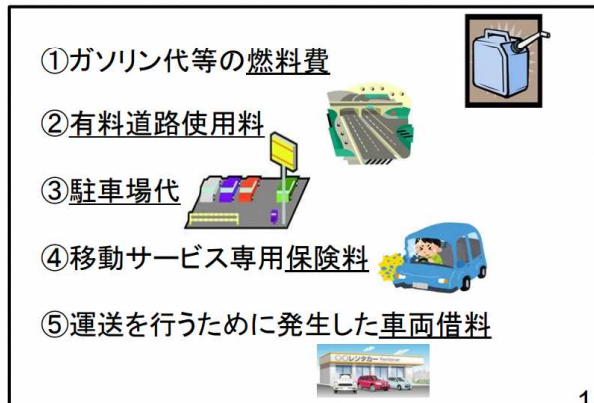
無償運送

- 無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。
- 以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。
 - ① 謝礼の支払い
 - ② 実費の請求及び支払い

謝礼の支払い

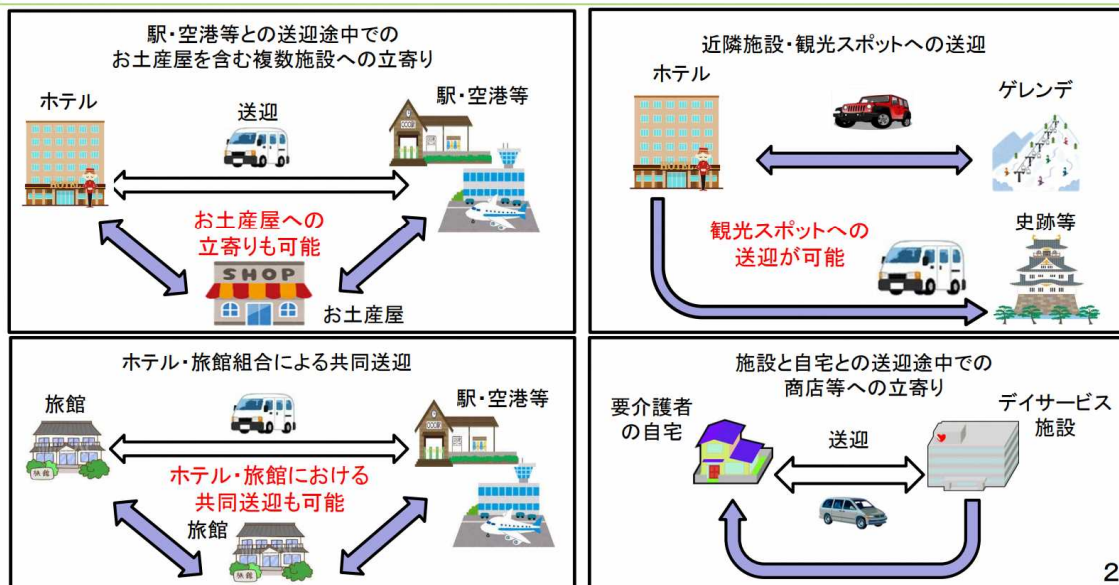


実費の請求・支払い (実費とは以下の項目を指します)



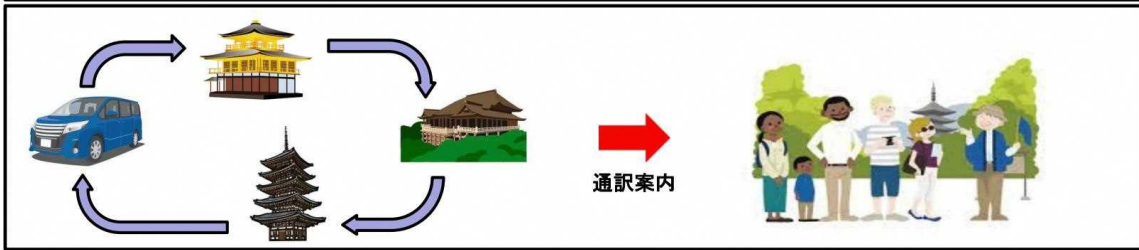
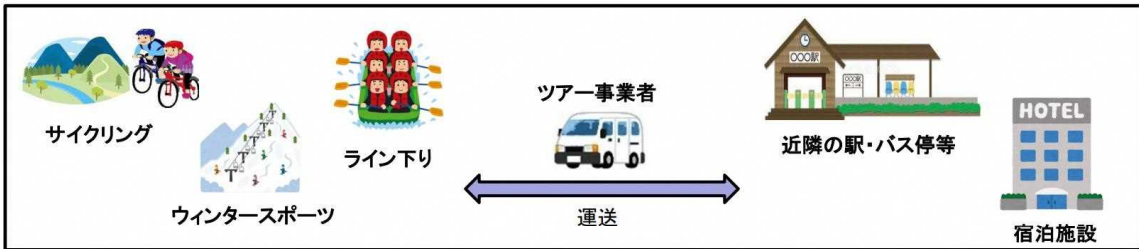
宿泊施設・介護施設の利用に付随する送迎

- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする運送において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の運送を行うことも可能です。



ツアー・ガイドに付随する送迎

- ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。
- 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。

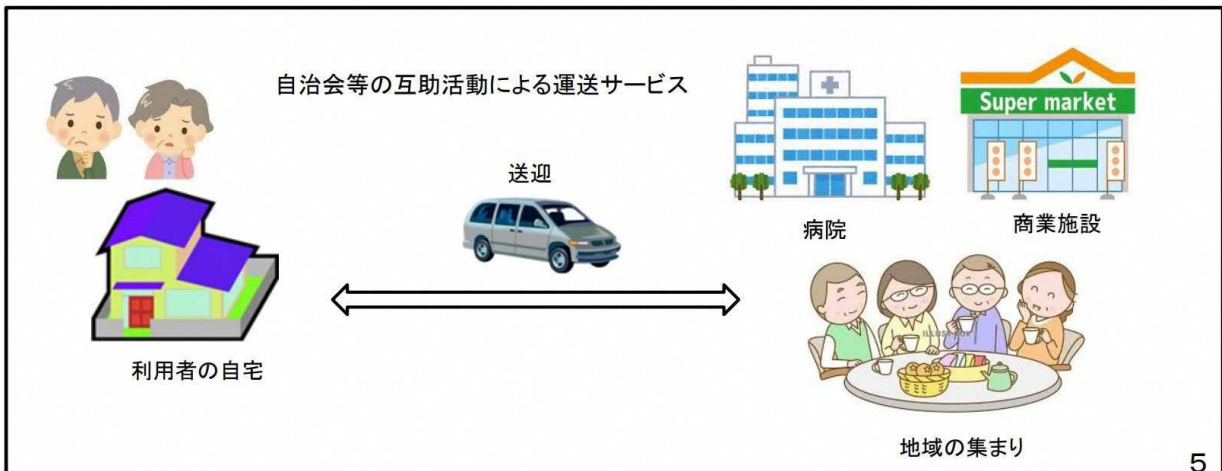


※ただし、ツアーやガイドと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は**許可等を要することとなります。**

3

地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては**、許可等は必要ありません。
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ①会費で車両を調達すること
 - ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること（ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。）




5

許可・登録不要の運送（共助型運送）の実施例（北海道天塩町）

天塩～稚内 相乗り交通事業

（北海道天塩町）

背景	<ul style="list-style-type: none"> 最も近い総合病院、大型の商業施設などは70km離れた稚内市 稚内市に直行する公共交通機関はなく日帰りの往復は困難
運行内容	<ul style="list-style-type: none"> 天塩町～稚内市を往來するボランティアドライバーと同乗希望者をマッチングして相乗りする交通サービス 
経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年12月：地域再生計画「天塩町シェアリングコミュニティ構築プロジェクト」認定 平成29年1月：株式会社notteco（ノッテコ）と提携 平成29年3月：実証実験開始 平成29年11月：本格導入

■取組のポイント

地域の交通体系における役割

- 地域の交通体系における役割
- 天塩～稚内間の移動に限定することで、鉄道・バスやタクシーと競合を回避（天塩～稚内間は、鉄道・バスを乗り継ぐと3時間以上掛かり、日帰りが困難。また、タクシーでは片道約2万円と利用者はほとんどいない。）
 - マッチングプラットフォームを利用し、運転者が稚内に行く予定を登録し、それに利用希望者が同乗の申請を出す仕組み

関係者の役割分担

- 検討の進め方
- 天塩町が主体となって導入し、運営
- 経費等の負担
- 燃料代は利用者が負担

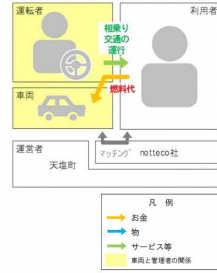
地域住民の参加

- 安全・安心の確保
- 運転者の条件を75歳未満としています。
 - 安全運転・AED講習会を開催し、運転者が参加
- 利用の促進
- 広報物だけでは伝わりにくいことから、直接、高齢者が集まる老人クラブに Outreach 相乗りの仕組みを説明
 - 実際に利用してもらうために相乗りツアーを実施
 - 高齢者は、スマートフォンなどを利用できない場合が多く、電話・窓口での申し込みに対応
 - 知らない人のクルマに乗ることへの不安解消のため、利用者と運転者の相乗り交流会の開催

■交通ネットワーク



■費用負担




■運行概要

運営主体	天塩町		
運行形態	相乗り型	車両	運転者のマイカー
運行ルート・エリア	天塩町～稚内間（ドア・ツー・ドア）		
運行日・回数等	ドライバーの移動予定による		
運転者	町内在住者 登録者数：32名（2019年4月末）		
利用者	18歳以上の町民 登録者数：82名（2019年4月末）		
利用方法	マッチングプラットフォーム又は電話で申し込み	金銭収受	あり（燃料代）
利用者数	H30年度：311名（H29年3月から累計）		

許可・登録不要の運送（共助型運送）の実施例（北海道中頓別町）

なかとんべつライドシェア

（北海道中頓別町）

背景	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスや都市間バスは、路線が少なく、便数も少ない タクシーは、町内に計2台しかなく、これらが稼働中の場合、町内の交通資源は自家用車のみ
運行内容	<ul style="list-style-type: none"> 町民のボランティア・ドライバーのマイカーを利用した相乗り 出発・目的地いずれかが町内であれば、町外の利用も可能 マッチングプラットフォームを利用し、町民の他、来訪者も利用可能 
経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年6月20日：第1回中頓別町シェアリング研究協議会 平成28年8月3日：平成28年度第1回交通グループ会議 平成28年8月24日：なかとんべつライドシェア実証実験開始 平成29年4月20日：燃料代・システム利用料収受開始 平成31年4月：継続が決定

■取組のポイント

地域の交通体系における役割

- 地域の交通体系における役割
- 全町域をカバーする交通手段が必要であるが、町の財政や交通事業者の供給力では、交通サービス提供が困難であり、互助の輸送を導入
 - 町では、高齢者・障害者を対象にタクシーチケットを配布
 - ライドシェアで都市間バスとの接続に対応

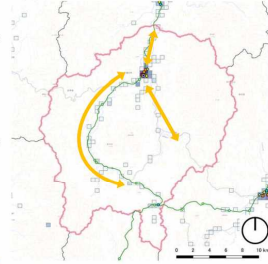
関係者の役割分担

- 検討の進め方
- 交通事業者が研究協議会に参加、運輸支局もオブザーバーとして参加
 - 下部組織として、ボランティアドライバーから構成される交通グループ会議を設置
- 経費等の負担
- 中頓別町が主体となって導入し、運営（電話受付・マッチング）
 - 町が主体となることで、取組に信頼感が得られる
 - 無料では、利用しにくいとの声を踏まえ、平成29年4月から実費を収受

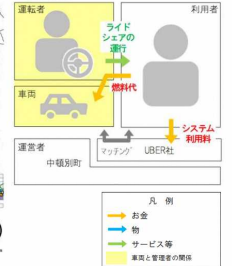
地域住民の参加

- 安全・安心の確保
- 交通グループ会議における安全対策の実施（町営自動車学校による講習会の受講、ヒアリングマップの作成・更新）
- 利用の促進
- マッチングアプリの他、ライドシェア配車受付専用ダイヤル、町内6か所での代理配車
 - 広報活動（広報誌での特集記事の掲載、ライドシェア通信の発行、町民フォーラムの開催、町内のイベントへの出店等）
- 運転者等の確保
- ボランティアドライバーから構成される交通グループ会議を月1回開催し、情報交換や運営上の課題について対策を継続的に検討

■交通ネットワーク



■費用負担



■運行概要

運営主体	中頓別町		
運行形態	相乗り型	車両	運転者のマイカー
運行ルート・エリア	中頓別町内（ドア・ツー・ドア） ・発地又は着地が町内の場合は町外への配車は可能		
運行日・回数等	毎日、8時～24時 （時間帯によっては配車ができない場合もあり）		
運転者	75歳以下の地域住民 登録者数：15名（2019年9月末）		
利用者	町民及び来訪者 145名以上（2016/8/24～2019/3/31）		
利用方法	マッチングプラットフォーム又は電話で申し込み	金銭収受	あり（燃料代、システム利用料）
利用者数	利用回数：887回（2016/8/24～2019/3/14）		

1. ライドシェアに関する基本的な制度枠組み

2. 制度の変遷

- (1) これまでの経緯
- (2) 公共ライドシェア
- (3) 日本版ライドシェア

3. ライドシェアのこれから

政府方針におけるライドシェアの位置づけ

第212回国会 岸田総理所信表明演説（10月23日）（抜粋）

- **地域交通の担い手不足や、移動の足の不足**といった、深刻な社会問題に対応しつつ、**ライドシェアの課題に取り組んでまいります。**

第213回国会 岸田総理施政方針演説（1月30日）（抜粋）

- 特にライドシェアの課題については、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した新たな運送サービスが、四月から実装されるよう、制度の具体化と支援を行います。これらの施策の実施効果を検証しつつ、**ライドシェア事業に係る法制度について、6月に向けて議論を進めます。**

岸田総理、斉藤大臣、河野大臣の三者会談後の斉藤大臣ぶら下がり会見（5月30日）（抜粋）

- 自家用車活用事業等についてモニタリングと検証を進めていく。その検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、法制度を含めて事業のあり方を並行して議論を進める。**現時点では法制度の議論やモニタリングの実施に特定の期限は設けないことで、3人の意見が一致しました。**

骨太の方針、新資本主義実行計画、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）

デジタル行財政改革とりまとめ（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）（抜粋）

- デジタルを活用して、全国の移動の不足の解消への道筋をつけるという観点から、規制改革推進会議における議論を踏まえ、**安全を前提に、いわゆるライドシェアを全国で広く利用可能とする。**このため、全国の移動の不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、**モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。**並行して、こうした検証の間、**タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める。**

ライドシェアに係る法制度についての論点整理

I 「移動の足」不足の解消実態に係る論点

全ての地域について、適切なデータを検証して地域交通の「担い手」不足、「移動の足」不足解消の状況を確認し、自家用車活用事業や自家用有償旅客運送の制度の効果について、現時点では**期限を定めず**、適切な期間で、定量的に丁寧な評価を行い、適時適切に改善を不断にすることが望ましい。一方で、現時点においては、取得可能なデータの対象地域、内容には限界があることを踏まえ、少なくとも、アプリ等でデータが把握可能な12都市については、適切なデータを検証する。

その際、これらの施策は開始して間もなく、天候・季節波動・イベント等による需要の短期的・中期的な増減への対応も含め、制度の運用について柔軟な見直しを行っていくことから、直ちにその評価を行うことは困難であることに留意する。

1. モニタリングによる実態把握（自家用車活用事業及び自家用有償旅客運送）
2. モニタリングの実効性確保（自家用車活用事業及び自家用有償旅客運送）

II 現時点で想定される論点

Iの考え方を踏まえ、地域の「担い手」不足、「移動の足」不足の解消の観点から、自家用車活用事業の創設や自家用有償旅客運送の制度改善等が、地域交通の「担い手」不足や「移動の足」不足への対策として十分でないと合理的に考えられる場合に備え、総合的な交通政策の観点も踏まえ、例えば、以下の事項などについて、法制度等の議論を行う必要がある。

1. 車やドライバーの安全の確保
2. 事故時の責任体制の確保
3. ドライバーの適切な就業条件
4. 個別輸送の充実による利用者利便の確保と外部不経済の発生とのバランス
5. 全国展開のための制度要件、公平な競争条件の確保
6. 諸外国のライドシェアで浮き彫りになった問題
7. 消費者保護の確保

出典：一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会「公共ライドシェア」アドバイザー養成講座・第1回セミナー資料より抜粋

今後予定されている措置①

「規制改革実施計画」（2024年6月21日閣議決定）を踏まえた今後予定されている措置の概要（実施済みのものを含む。）

事項名	実施内容	実施時期
タクシーの規制緩和	二種免許の教習内容を抜本的に見直し、効率化	2024年度目途
公共ライドシェアの見直し	対価基準における「実費の総額の範囲内」とは、運転手への支払や自動車等の減価償却費、他事業等との共通経費を適切に配賦した結果を踏まえ、自家用有償旅客運送の事業において得た収入が当該事業における支出を上回っていないことである旨を明確化	2024年7月
	福祉有償運送が利用者本位の実効的なものとなるよう所要の措置を実施	2024年度上期
	重大事故等がない場合、意見公募形式による更新を原則とする旨明確化	2024年度上期

今後予定されている措置②

事項名	実施内容	実施時期
日本版ライドシェアの施策効果の測定等	少なくとも現在、日本版ライドシェアが実施されている12交通圏については、所定の項目について適切なデータによるモニタリングを行うとともに、全ての時間帯で平均のマッチング率が90%以上となるよう不断の制度改善を行う。 それ以外の地域についても、住民や内外の観光客等へのアンケートその他のデータを広く収集し、施策効果の客観的な判断に努める。	2024年
	日本版ライドシェアのバージョンアップ	—
	令和6年10月の準特定地域の指定に関する速報値を7月中に公表する。 令和6年10月以降、準特定地域となっている営業区域については、当該営業区域内に日本版ライドシェアに参入するタクシー事業者がない、又はいる場合であっても移動の不足を解消できない場合、タクシー事業者（当該営業区域と同一の都道府県内であって当該営業区域と隣接していない区域に営業所を有し、又は同一の都道府県と隣接する都道府県内に営業所を有するタクシー事業者（ただし、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがあると国土交通省が認めるタクシー事業者を除く。））に参入を認める。	2024年7月

今後予定されている措置③

事項名	実施内容	実施時期
運行管理制度のデジタル化・遠隔化の推進、柔軟な働き方の実現を通じたドライバー確保	日本版ライドシェアのドライバーがーの運営事業者や外部専門機関において指導監督を受けた場合には、その後、その実績確認が可能であれば、一定期間同一営業区域内で自家用車ドライバーになる際の指導監督を免除するとともに、過去2年以内に一定日数以上同一営業区域内で自家用車ドライバーの経験がある者について、同一営業区域内で自家用車ドライバーになる際の指導監督を免除	2024年度検討、結論を得次第速やかに措置
	日本版ライドシェアにおける運行管理のデジタル化・遠隔化 （デジタル技術を活用した①異常気象時等における輸送安全措置、②過労防止措置、③ドライバーの体調変化等の把握・対応、④運行管理者の非対面点呼、⑤業務記録、⑥ドライバーへの教育・研修）	
	上記を通して、労働者性の認められない業務委託による就業が可能となる場合には、業務委託で就業する自家用車ドライバーの適正な就業条件の確保について検討	2024年度
	管理の受委託について、タクシー事業の許可を得ていなくてもデジタル技術の活用により運行管理を行い得る者への委託が可能な業務範囲を検討し、許可基準の策定等を行う。	

EOF